

1 議 事 日 程 (4 日 目)

[平成17年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成17年6月15日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	不老光幸 (7)	<p>1. 関屋交差点から五条交差点までの道路について 大宰府政庁前交差点と観世音寺前交差点に右折車があると、直進車が進めない。改善はできないか。</p> <p>2. 老人憩いの場整備事業について 老人憩いの場の各行政区からの整備申請の現状と今後の見直しは。</p>
2	福廣和美 (17)	<p>1. 公園の利用について</p>
3	渡邊美穂 (8)	<p>1. 男女共同参画条例制定について 6月議会に提出されなかった理由。</p> <p>2. 小・中学校の耐震診断と今後の計画について</p> <p>3. 障がい児・者放課後事業について (1) 小・中・高の障がい児・者放課後事業に関する市の考え方 (2) タイムケア事業に対する市の考え方</p>
4	中林宗樹 (5)	<p>1. 環境美化センターについて 美化センター建設に関する協定の期限が平成18年3月31日となっているが、それ以降についてはどのようになされるのか伺う。</p> <p>2. 観光資源としての文化財の保存活用について 観光資源としての文化財の保存活用とその文化財の環境整備について</p>
5	片井智鶴枝 (1)	<p>1. 市の防災、危機管理について (1) 福岡西方沖地震時の情報収集等、市の対応について (2) 学校、地区公民館等、避難所の安全性とその開放について (3) 災害を想定した市民参加型の防災訓練について</p> <p>2. 指定管理者制度の導入について 自治法改正で、公民館、図書館、体育館等の公共施設の管理運営に民間営利会社も参入可能となるが、利便性等、市民への影響について伺う。</p>

6	清水章一 (13)	<p>1. 危機管理について</p> <p>総合的な危機管理体制の整備を。</p> <p>福岡西方沖地震やJR福知山線の鉄道事故など最近様々な自然災害や事故、事件が発生、増加している。「市民の生命、身体、財産を守る」という本市の責務は一層重くなっている。「危機管理計画」の策定や総合的な整備に着手する必要があるのではないか。</p>
---	--------------	--

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番 片井智鶴枝 議員	2番 力丸義行 議員
3番 後藤邦晴 議員	4番 橋本健 議員
5番 中林宗樹 議員	6番 門田直樹 議員
7番 不老光幸 議員	8番 渡邊美穂 議員
9番 大田勝義 議員	10番 安部啓治 議員
11番 山路一恵 議員	12番 小柳道枝 議員
13番 清水章一 議員	14番 佐伯修 議員
15番 安部陽 議員	16番 田川武茂 議員
17番 福廣和美 議員	18番 岡部茂夫 議員
19番 武藤哲志 議員	20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市長 佐藤善郎	助役 井上保廣
収入役 松島幹彦	教育長 關敏治
総務部長 平島鉄信	地域振興部長 石橋正直
市民生活部長 関岡勉	健康福祉部長 古川泰博
建設部長 富田讓	上下水道部長 永田克人
教育部長 松永栄人	監査委員事務局長 木村洋
総務部次長 松田幸夫	地域振興部次長 三笠哲生
健康福祉部次長 村尾昭子	総務課長 松島健二
行政経営課長 宮原仁	財政課長 井上義昭
地域振興課長 大藪勝一	観光課長 木村甚治
市民課長 藤幸二郎	環境課長 蜷川二三雄
人権・同和政策課長 高田克二	福祉課長 新納照文
子育て支援課長 和田敏信	すこやか長寿課長 有岡輝二
建設課長 武藤三郎	まちづくり技術開発課長 大江田洋
施設課長 轟満	学校教育課長 花田正信

社会教育課長 志牟田 健 次
中央公民館長
兼市民図書館長 鬼 木 敏 光

文化財課長 木 村 和 美

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白 石 純 一

議 事 課 長 田 中 利 雄

書 記 伊 藤 剛

書 記 満 崎 哲 也

書 記 高 田 政 樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

お諮りします。

4番橋本健議員から6月14日の会議における発言について一部不適切な発言がありましたので、その部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

よって、4番橋本健議員からの発言の一部取り消しを許可することに決定しました。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

いよいよ本年10月15日に、九州国立博物館が開館になります。「史跡のまち、天満宮のあるまち、観光のまち太宰府」にいま一つ「国立博物館のあるまち」が加わり、全国に誇れる観光目玉が備わった太宰府、この知名度は、ますます全国に広がりを見せることになることは必定であります。

市長も常々おっしゃっておられます「太宰府まるごと博物館」構想のもとに、先日「太宰府ゆめ・未来ビジョン21」なる資料をいただきました。内容のすばらしさに、ただただ感動をいたしました。一方で、この夢が正夢になり、実現するには費用はどれくらい、期間はどれくらいと思いをめぐらしました。「市民が誇りと愛情を持てる地域が、来訪者にとっても魅力のある地域である」を目指して、未来のあるべき姿を示してあります。この未来ビジョン21が早期に実現しますよう請い望むものであります。

私は観光太宰府のまちで現実を見据えて、今早急に観光客や来訪者のために何をなすべきかを考えたときに、車で来る来訪者にとっては、太宰府市内に入ってから渋滞の問題とトイレの

心配があります。この問題の解決こそが、来訪者を迎える側の最大のもてなしではないでしょうか。私は、その解決には、十分なる駐車場の確保と、右折車があっても直進車がスムーズに通過できる道路の整備であると思っております。

そこで、身近に取り組めるテーマとして、関屋交差点から五条交差点までの道路で、大宰府政庁前交差点と観世音寺前交差点は、右折車のために直進車がスムーズに通過できない状況になっております。この道路の改善ができないか、市の執行部のお考えをお伺いします。

次に、老人憩いの場整備事業についてお尋ねいたします。

高齢者の福祉対策事業として老人憩いの場整備事業が平成9年度から実施され、今までに15行政区に整備されております。今日の高齢者がますます増えていく社会状況において、お年寄りや長寿クラブの方々が日常気軽に寄り集まり話し合ったり、レクリエーションなどを行うための憩い、集える場所はぜひとも必要であると思っております。本年は、1行政区分の予算が計上されておりますが、例年3行政区分の予算が計上されていたのを少なくされました理由と、各行政区からの申請の現状と、いまだ整備されていない行政区の今後の見通しをお伺いいたします。

再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、ご質問の大宰府政庁前交差点と観世音寺前交差点における右折車対策についてご回答申し上げます。

両交差点とも県道筑紫野・太宰府線と市道が交差しており、片側一車線の道路となっております。申されますように右折車が交差点の中央でとまりますと、直進車がスムーズに通過できない状況のようでございます。特に、政庁前交差点は関屋交差点から五条交差点に向かって左側が、車道より1段下がった歩道と車どめがあり、右折車がとまれば直進車は通過できない状況にあります。両交差点とも、道路左側は都府楼政庁跡及び観世音寺跡と特別史跡となっており、道路の拡幅は難しいと考えられます。また、政庁前の歩道の下は改良した水路となっておりますことから、歩道を狭くし、無理に車道を広げれば、歩行者の安全が保てなくなるのではと危惧いたしております。いずれにいたしましても、車をスムーズに流すには、右折レーンを設ける必要があると考えております。そうしますと、道路用地の確保や信号機の移設がえ等が発生いたします。県道交差点内でありますので、右折車対策ができないか関係機関と協議してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今部長のご返答でございますけども、関係機関と協議して検討したいというお話でございますけども、具体的にですね、もう少し、市として関係機関に要望するか、そういうふうなことがありましたらお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今実例といたしまして、梅大路交差点の改良のことについて国博ができるということで県と協議し、県が警察と鋭意協議をいたしておるところでございます。なかなか一つの交差点の流れを変えるということは非常に難しいなど、そういうふうに肌で感じているところでございますけども、ここに付きましても県がここをどういうふうにとらえてあるかということが第一条件だろうと思います。この質問を受けまして、県の方に右折車がいるために直進車が進めない状況があるということの考えがあるが、今まで検討したことがあるかというようなことを尋ねておりますが、今のところ現担当の方では特段の対策は考えてないということでございます。我々から考えますと、例えば時差式とか矢印とか、そういうふうに対応できないかというようなことも含めて、また地域の特性も含めて協議しなければならないなど、そういうふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） さっき申しましたように、「太宰府ゆめ・未来ビジョン21」がありまして、この構想は非常に素晴らしいんですけども、現実に戻って見ましてですね、私、2年ぐらい前はですね、太宰府の観光客とか来訪者は、年間650万人ですよっていうふうな話をしておったと思うんです。そのうち、私の言葉の中で今度600万人、今ではもう600万人は切ってるんじゃないかなという話を聞きます。国博ができるからもっと増えるんじゃないかって期待感はあるんですけども、やはり現実的には年々観光客は減っているんじゃないかというような懸念をですね、みんな持っていると思います。一時はですね、九州にも高速道路が整備されて、非常に車で来るお客さんが増えてきましたですね、太宰府へ来られる方も随分多くなったんですけども、一つのお店、スーパーとか、そういったところに例えますと、お客さんをいかに自分のお店に呼び寄せるかというのは非常に苦慮するわけですね。そのためには、他店よりも一品でも多く商品をですね、どういうお客さんがどういう商品を望まれているかという、一生懸命考えて品ぞろえをしたんですけども、今はそうじゃなくて、品ぞろえだけではお客さんは来ません。やはりそこにおいでになるときに、通路なんかを空間を広くとるようにとか、いろんなその時代に応じた工夫をしてですね、いかにお客さんが来て、自分のお店に一時間でも一分でも長く滞留していただけるかというようなことをですね、一生懸命考えているわけですね。

そういった中で、太宰府では国博ができる、あるいは花いっぱい運動をします、あるいは散策路のところ万葉歌碑を建てるとか、そういったことをするんですけども、実際に一番大事なことは、車で来られるお客様が遠くからお見えになって、やっと太宰府にたどり着いたら、それから1時間ぐらい渋滞に巻き込まれたと想定しますとですね、これはですね、せっかく太宰府でゆっくりしようかと思うても、もう車の中でロスするわけですね。そういうお客さんが困っておられることをみんな認識していると思いますので、そういったことを早く緩和するっていうのは、絶対必要じゃないかと思うわけですよ。ゆめビジョンとか、そういうのがあるんですけども、やはりこういう渋滞を緩和すれば、もっといろんな、さっきもありましたように

駐車場とか、いろんなことがあるんですけども、目の前で少しでもできるものを何とかですね、一生懸命にやるというふうなことをですね、私はするべきであると思います。

さっきの政庁前と観世音寺前の交差点で、市民の皆様からなぜあんなに広く歩道をとってるんだ、車道を1m広げれば十分じゃないかと、そういうふうな疑問があるわけですね。やはり植栽はしてあって非常にきれいではありますけども、やはりその部分、車の2台、3台分だけでもいいから植栽部分を外して車道にするということは必要じゃないかなと。そういうことをですね、私も思いまして、確かに部長さん、これはですね、県の道路、あるいは史跡地は国でありますけども、これをですね、お客さんに、「これは県道ですから、こちらは国の史跡地ですから」と、そんなことを言ってもですね、来た人は太宰府に行ったらこういう状態や、太宰府の人たちは何を考えているんだって、そういうことを思うと思います。そういうことも十分踏まえられた上で、関係機関の方にですね、ぜひともそこを強く要望していただきたいと思います。

それで、やはり県の担当者が、太宰府のそこに住んでいればわかると思います。あるいは国の担当者が太宰府に住んでればわかるんですけども、やはり意外と知らない場合もあるかわかりませんので、そういう現状をですね、十分資料なんかを準備されて、ぜひとも説明をしていただきたいと思います。この件については終わります。

次をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 老人憩いの場整備事業につきましては、高齢者に対する教養の向上及びレクリエーション等を行い、高齢者福祉の向上を図ることを目的として、平成9年度から始めた事業であります。

当初は、地区公民館と一体的となるように整備するものに対してのみ補助対象といたしておりましたが、敷地面積が狭い等の理由で、地区公民館に接しての整備が困難な行政区に対しても補助ができるよう、平成14年度に交付規則を見直しました結果、昨年度までに15行政区において整備がなされました。

各行政区からの整備申請につきましては、毎年6月の区長会議において説明を行い、次年度以降の建設希望調書の提出依頼を行っているところで、本年度は今月の区長会議において依頼する予定でございます。

本年度に予算計上いたしております1行政区分につきましては、平成15年度に1行政区から建設希望調書を提出されたものでしたが、公民館本体の建てかえ等もあわせて考えたいとのことで、整備時期については現在検討中とお聞きいたしております。

また、今後数年の整備予定につきましては、現在のところほかに建設希望調書を提出されている行政区はございません。

老人憩いの場の整備につきましては、実施計画の枠がございます。各行政区からの建設希望調書に基づきまして、予算計上を行っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 確かに各行政区で様々な事情がございまして一概にはいえないと思うんですけども、やはり高齢者は今からますます増えていくわけですけども、ただ今介護保険制度とか、そういったものはですね、充実されているんですけども、やはり介護とか医療に頼らない元気なお年寄りの方というのは、たくさんいらっしゃるわけですね。そういう方で、もう一つは核家族化といいますが、お年寄りの方だけの家庭とか、あるいはひとり住まいの家庭がますます増えていきますでしょうし、現在でもそういう家族を見受けるわけです。非常に元気でありますけども、やはり人と触れ合わないで、家族の家の中に閉じ込めてですね、テレビと語り合うとか、猫とか犬と語り合うとか、そういうことだけでなく、地域の近くです、みんなが集えるような場所というのが、やはり今後とも絶対必要じゃないかと思えますし、またそれが必要だというふうな感じで、老人憩いの家というものを、そういう制度で予算計上されるようになったと思えますけども、やはり今後ますます何らかの形でお年寄りの方が集えるような場所、そういったものは必要ではないかと私は思えますけども、行政の方で再度、くどいようですけどもいかがご判断されていますでしょうか、お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 今議員さんがおっしゃいましたとおりのことですが、今様々なところでいろんな各行政区内、地域内においての活動の場所ということのご希望と要望等をということも十分承知いたしております。この老人憩いの場の設置を進めてまいりましたときには、高齢者対策ということが大きなこととございました。これからは高齢者のみならず子育て支援、少子・高齢化、そういったこともすべて含めての地域での市民の方々の活動の場が地域公民館、地区公民館のほかにもどうあるべきかということであろうかと思っておりますので、単に老人憩いの場ということの整備を今後これだけのことなのか、後どういったことに進めていくのかということは内部検討、あるいは市としてどうやっていくかという大きなことになってくるかと思えますので、これは十分まずは内部検討しながら、福祉部内での少子・高齢化、そういったことも含めながらの検討課題というふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 本当に前向きに検討していただけるという話でございます。やはり市には社会福祉センターですね、あそことか、あるいは場合によっては、まだ元気な方は運動場、テニスとか、いろんなことをされる方様々いらっしゃると思えますし、いきいき情報センターで、あそこの広場のところに座ってテレビ見たり時間をつぶすと、あるいは図書館とか、いろんなところはあるんですけども、やはり人それぞれそういったところに積極的に行かれる方とか、できる方、それじゃなくて、やはり身近であれば近所の人とおしゃべりしたりお茶飲み会をしたり、そういったことができる場所ですね、これは今まで15行政区、そういったところにつくっているんですけども、そのつくっていらっしゃるところの条件じゃないんですけども、

例えば公民館の一部を1部屋増設するとか、そういうふうな何か規制というか、そういったものはあるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 現在のところは、公民館の増改築というところの中に、一部憩いの場として場所をとりたいという分に対しての助成補助と、それからどうしても公民館に直接接して増築が困難な場合、1行政区内に1か所のみ、飛び地のような形でございますが、こういう場の申請を受けております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今のお答えの内容です、それに応じてやれるような行政区はいいですけども、どうしてもその状況に応じられないような行政区も、中にはあると思います。それで、やはり各区の実情の違いがあると思うんですけども、その各区からの申請を待っているという姿勢じゃなくて、そこその状況を把握されましてですね、もう少し何か市の方で積極的に対応できるような方策とか、そういったものは、今までのと違った固定観念を打破したような方策というのは考えられないのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 今のお尋ねのようなことは、今まで担当部担当課として前向きにやってきてなかったなという反省がございます。今ご指摘されましたようなことを十分今後気をつけていかねばならないと思っておりますが、区長さん方、行政区等、それから長寿クラブ等に対しましては、常々業務の中で接触をいたします中で、こういった老人憩いの場整備費があるということはお伝えをいたしておりますけれども、今後そういった要望、意向、そういったものにはこちらの方もさらにお尋ねしてまいりたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ありがとうございます。やはり必要性というか、これは絶対必要だということにつきましてはですね、その対応は各行政区の自主性に任せるっていうのはそれはもちろん必要ですけども、市の方からですね、こういったことにつきましては積極的に前向きにいろいろとその行政区の実情をお聞きになって、そしてできる限りの対応をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、公園の利用について、大ざっぱでございますが。今回は、さきの予算特別委員会でも質問をいたしましたが、その委員会の中では質問し切れなかった部分について、水城ヶ丘にあります少年スポーツ公園の施設、消灯の問題について、若干お伺いをしたいというふうに思っております。

この施錠に至る間の市当局のご努力、それに至った経緯は十分にお伺いをいたしました、しかしせっかくある公園を非常に利用しにくくしてしまったと、これは否めない事実であります。今8時40分を過ぎまして、せっかく公園があるにもかかわらず、お母さんたちが家の用事をすべて済ませて散歩またウォーキングを楽しむ時間帯が来ても、今までは公園を利用して行われていたものが、今は団地の中を歩いている、そういう現状でございます。私はこの施錠に対する質問を、区長にも話をしました。ぜひやってほしいと。水城台区としては反対であると、正式に区長もそうっております。ですから、この問題を今後も施錠をしたままいくのか、もしこれをこのまま放置すれば、他の公園にもこういうものが実施をされる、これは必定であります。そういう要件が市民から出た場合に、公園を閉めざるを得ないということになりはしないか、そういう心配点もあります。

特に、この公園については、今いろいろ問題になっております避難場所になっております。災害というものは、いつ何どきどういう形で起こるか分からない。そのときに、せっかく避難をしようと思っても、避難場所に錠がかかっていることもできないということになれば、大問題であります。これは想像を超えたものがあると、私は思います。今回は地震でした。しかし、次も地震かどうかは分からないのが災害であります。我々が想像を今し得ない問題で、この避難場所を使うかどうか分からないわけです。ですから、確かに夜間、少年が騒いで近隣に迷惑をかけた、そういう面はわかります。わかりますが、この問題は施錠することによって解決する問題ではなく、少年が騒ぐという問題は、私はこれをする前から課長にもお話ししましたが、再度地域の方と、また補導連絡協議会というのがあります。また、夜中に騒ぐ、少年が騒ぐということは警察の問題にもなると思いますので、そういった新たな協議機関を設けて再度協議をして、公園の利用を正常に戻す考えはないかどうか、今回お伺いをしたくて質問をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 水城の少年スポーツ公園の夜間施錠についてのご質問でございます。

当公園は平成7年に開設をされまして、水城ケ丘と水城台区の区界に位置をしております、三方を住宅に囲まれた典型的な都市型スポーツ公園でございます。設立当初より、騒音やボール等の近隣住居内への飛び込み、駐車場でのアイドリング等、近隣住民への被害は後を絶たない状況が続いておりました。昨年につきましても、近隣住民の申し出によりまして、夜間の騒音やアイドリングに対し、看板の設置や公園照明の消灯等で対応を行ってまいりましたが、一向に改善されませんでした。青少年の夜間の問題行動に対し、何度も警察を呼んだ経緯もあり、何とかしてほしいと、地域住民から再三要望が上がっておりました。

この件につきましては、地域住民と協議をするとともに、水城ケ丘と水城台区の区長さんと何度も検討、協議を行った結果、最終的な手段として、公園の夜間閉鎖という一定の方向を出したところでございます。閉園・開園の時間や消灯時間、新たな門の設置、管理人の業務等細部を両区長さんの意向を聞きながら定めまして、また教育委員会にも報告を行い、すべての協議

が調い、今年4月の実施という運びとなった次第でございます。

今後近いうちに夜間閉鎖解除について協議の場を設けることができないかということでございますが、夜間閉鎖後今日まで、騒音等について苦情をいただいております。しかしながら、夏場の夜間帯に問題行動が多く発生しますことから、今後も状況を見守ってまいりたいと思っております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 公園というのは公のものであります。すべての協議が調ったということでございますけれども、少年の問題行動が起きた、なぜ補導連絡協議会等々と連絡を取らないのか、そこが私は不思議でなりません。この前の部長の回答で、交番の巡査を呼んだ。今我々地域の住民へは、問題が起きたときには県警、パトカー、110番を下さいという指導をしております。県警が来ないと、筑紫野署から来ないと、青少年課になぜ言わないのか。そういう問題がたびたび起こっておるのであれば、なぜ起こる前に筑紫野署に行って相談をしないのか。そこがどうしても疑問点として、私には残るんです。区長がオーケーすればいいという問題ではない。夜間9時に閉める、今8時45分ぐらいからもう閉められるそうですけども、ということは、もう公園としてですね、月曜日から夕方金曜日ぐらいまで、昼間使うのはお年寄りだけです。ほかの人は公園を使うなということになる。そうであるなら、もう公園つぶして住宅にした方がいいんじゃないですか。公園としての役割を果たしませんよ。避難場所としても、施設してあれば使えません。ほかに避難場所を設けてほしいと思いますね。公園として利用するには、そういった近隣に迷惑がかかる、それは若干やっぱりそうなるでしょう、生活しているわけですから。そのために公園をつくっているわけですから。じゃ、公園は、今後もう住宅が近いところにはつくれないということになりますね。山の奥に、もう何も音が聞こえないとこにしか公園はつくれないということになるとは思います、その点いかがですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） まず、3点ほどあったと思いますが、県警のパトカーを呼ばないと問題解決にならないというご提言でございますので、今後はそのような地域住民への指導をしていきたいと思っております。

それから、2点目の21時閉鎖ということにつきましては、一般的には社会通念上は21時閉鎖ぐらいが妥当かなという気がいたしております。

3点目の避難場所の役目を果たさないということにつきましては、消防署の方にかぎを今預けておまして、緊急時にはまず消防署が来てかぎをあけるという対応をいたしておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 残り時間使いたくないんですけど、どうもこのままいたらあきそうじゃないですね。一つ一つ言い返すのはしたくないんだけど、消防車が来れなかったらどうするのかなという、道路が崩壊してしまったらどうなるのかな。この前のときは、木が倒れて、水城

台には車は乗り入れができませんでした。だから、災害ですから、何が起こるかわからないんですから。そう簡単にですね、言われると、だから僕は昨日から、これは要らんことですけど、違うことというか、昨日から思うけど、執行部の皆さん、災害に対する認識ないですよ。危機感も何にもないと思う。絶対、もう地震、あれ以上の地震は起きんと思っているでしょうが。もうそうとらえたくなくなるような発言ばかり聞くとね、もう心配ですよ。本来、そうすると私はもうね、太宰府じゅうの公園を9時で閉めますよ、そうすればいいですよ、そうやって市民が納得すれば。

問題はこれだけじゃないんです。歴史スポーツ公園があって、夜中にバイクが乗り入れてうるさいという苦情は幾らでもあるんです。皆さんの耳に届いてないだけですよ、苦情は。言っときますが、皆さんの耳に届いた分だけが苦情と思ったら大間違いですよ。苦情を言う人、言わない人、様々市民の中にはいるんです。閉めたことよっての苦情は、皆さん届いてますか。市の皆さんに言うだけの勇気がない人だって、幾らでもいるんです。苦情というのはそういうもんです。皆さんのところに届いた分だけを苦情と思わずに、我々が言う分は、我々は市民から聞いてきたことを言っているんですから市民の代弁ですよ。我々の苦情は聞けないんですか。市民の声は、我々が聞いてきた市民の声は、皆さんは聞こうとしないんですか。だから、公園を21時で閉めることが妥当であればそれでいいです。全部してください、公園を。なら、僕はもう何も言いません。なぜここだけですか。本来の問題解決になりませんよ。少年の問題行動は、そういうことで解決しませんよということを僕は言っているんです。そうじゃないですか。あそこの公園は施錠したから、少年の問題行動は解決するんですか。よそに行くだけじゃないでしょうか。そういう問題が起きたときに、その公園にちゃんとした対処を行って、その子どもたちにもちゃんと教えながら、公園の利用の仕方をちゃんとしていくというのが教育であって、本当に公園の利用ができるんですよ。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

だから、そういうことに全力を挙げてほしいんです。もう施錠してしまったらそれでいいかもわかりませんが、今年の夏はね。それはそういうのは起きないからいいかもわかりませんが、あそこで本来しちやいかんかわからんけども、花火もできないんですよ。小学校だって、都府楼政庁跡だって、家族連れで花火してるじゃないですか。それは、あそこで花火して悪いかもわからんけども、そういう場所だって確保しとってやらんといかんのですよ。すべて悪いところはだめ、だめ、だめじゃあね、やっぱしそれはねえ、昼間できない、夜ね、働く少年たちがですよ、昼間働いて食事をして、それから集まってちょっと遊ぼう、そういう場所も必要ですよ。しかし、ちゃんとその公園の利用についてはここまでですよと、これ以上はだめですよということは教えないかん。それはもう地域ぐるみでね、そういうことはやらないかんと思うんですよ。だから、再度そういう協議機関を設けて、今回の苦情に対してもよく私はわかりますけども、すべてうまくいくような方向で持っていけないと、公園そのものが死ぬんではないかというですね、そういう危惧を持っていますので、再度検討をいただけませんか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 福廣議員が言われるような公園でありたいと思いますし、ぜひそうあってもらいたいと思ってしているところでございますが、現実問題としてですね、やっぱり地域の方が、区長さんを含めて非常に困るということで、それに至るまでに教育委員会の方も何度か話し合いを持ったわけでございますけれども、今のような状況をとにかくやってみようということで結論が得られたわけで、この夏につきましても一応その辺で様子を見たいと、部長が答えたとおりまいりたいと思っております。

ただ、おっしゃるように公園のあり方として、やはり施錠して入れないようにするというのが適当かどうかと言われますと、余り適当じゃない側面がいっぱいあると思います。そういうことを勘案しながら、一応夏過ぎぐらいに区長さんあたりとまた状況をよく聞きながら、今後の対応について考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ぜひ区長だけじゃなくて、さっき言いましたいろんな機関の人の協議機関をぜひ設けてほしいと思うんです。うちの区長は納得したといいますけども、決して納得してませんよ、反対と言ってますから。今度の水城ヶ丘の区長さんだって、区長になる前、反対、堂々と私に言っていましたから、納得できんと。新しい区長さんになって、区長になられるとどういう意見を持っておられるかはその後聞いておりませんのでわかりませんが、そういう考え方でございました。ですから、本当は模様を見るのは施錠してからでは模様は見れないんです、何にもわかりませんから。今後、今言われました協議をするということでございますので、それに期待をいたしますけども、ぜひ一日も早くですね、正常な形に戻りますように、それまでに災害が起きませんように私はただ祈るばかりでありますので、その点よろしく願いをしながら、今回はこれで質問をやめます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って質問いたします。

まず、今回の福岡県西方沖地震で被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

私は本定例議会では、男女共同参画条例制定について、小・中学校の耐震診断と今後の計画について、障がい児・者放課後事業についての3点を質問いたします。

昨年12月20日に男女共同参画審議会から市長に答申のあった男女共同参画について、当初3月議会に条例案を上程される予定だったと伺っておりますが、何かの都合で未提案であり、さらに本6月議会においても議案の提案がありません。そして、今日までどのような事情で提案できないのか、議会に対して説明も一切ありません。まず、提案がこんなに遅れている理由に

ついてお伺いいたします。

第2点目は、昨年3月議会において私の一般質問の中で、市民の災害時の広域避難場所でもある市内小・中学校の耐震診断について、市のお考えをお伺いいたしました。その際、執行部のご回答は、太宰府市には地震はないという前提でという内容のものでしたが、不幸なことに、それが裏切られる結果になりました。今回の補正予算で、小・中学校における耐震診断のための委託料が計上されていますが、第四次総合計画の実施計画には上がっていながら、平成13年度から約3年間も予算がつかなかったことを考えると、今回の不幸な結果を受けて、慌てて予算化したという感がぬぐえません。想定外の自然現象が起こったときに災害は起きるのであって、それを食いとめるのは、人間の力では非常に困難です。しかし、今回起きた水城小学校体育館の天井が崩落するというような被害をどれくらい防ぐことができるかは、行政にも責任の一端はあると思います。今後この耐震診断についてどのような計画をお持ちなのか、まずお伺いいたします。

第3点目は、障がい児・者の放課後事業についてです。

障がいを持つ子どもたちは、普通学校でも養護学校などの特別支援学校でも、学校から一たん家に戻ってきた後、自力でほかの友達のところへ遊びに行くことはできません。したがって、放課後はひたすら家の中で親と向き合って生活することになります。障がいを持った子どもたちが、親の援助がなくても将来にわたって安心して暮らすことができる土壌づくりとして、できるだけ早い時期から地域に友達をつくり、地域に溶け込んでいけるように保護者の方が様々な活動をされています。しかし、実情は、公的な保障がないため社会的信用を得ることが難しく、その運営に係る経費を生み出すために、大変な苦勞をされているのが現状です。私はこの公的な保障の仕組みをつくるのが、行政にも求められるのではないかと考えます。また、頻繁に病院にかからなければならなかったり、様々な訓練も受けなければならぬ子どもたちが多く、精神的、経済的な親の負担は大変なものです。

2005年度より、厚生労働省が障がいを持つ中学生、高校生を対象に放課後活動支援、タイムケア事業を実施しました。本年度はモデル地域を選定し、試験的に行っていますが、来年度以降はさらに拡大する予定だと聞いています。本年度、このモデル事業に福岡県内で手を上げたのは宗像市ですが、お隣の大野城市では、既に市の単費で実施しています。これは障がい児・者を持つ親の就労支援も含まれているということですが、厚生労働省の現在の要綱では、基本的に日中において看護する者がいないことが、タイムケアを受けられる対象者の条件になっています。これは本末転倒で、障がいを持つ子どもがいるために働けない親も多く、まだ試行段階であるとはいえ、問題があると言わざるを得ません。しかし、国、県が一定の補助を行うわけですから、ぜひ活用していただきたいと思います。

そこで、まずこの障がい児・者の放課後事業について、市のお考えをお聞かせください。回答は、項目ごとにお伺いいたします。

再質問は、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 男女共同参画条例の制定につきましては、昨年から男女共同参画社会の実現に向けた条例について検討してまいりましたところ、昨年12月に男女共同参画審議会から答申をいただきましたので、これを慎重に審議しながら提案作業に入っているところでございます。

男女共同参画推進本部体制の中で、幹事会を3回、推進会を3回開催し、本部会議の段階となっておりまして、これを機会に男女共同参画の基本的考え方について共通理解を図りながら、また政策的判断を要する事項や事務的整備を行う事項についても、入念に検討しているところでございます。

現在、この条例案の特徴としまして、男女間の人権侵害等についての苦情処理の役目を、市長から委嘱を受けた（仮称）オンブズパーソンが持つというものがございます。この苦情処理につきまして、現在国においては障害者に対する人権侵害、男女間における人権侵害、地区出身者に対する人権侵害、外国人に対する人権侵害など、多岐にわたる人権侵害について司法にゆだねることで解決に時間を多く要したり、費用がかかることから、断念したりすることをなくしていくことなどを目的とした人権擁護法案の制定について検討がされています。

また、内閣府が男女共同参画社会の形成促進を目指し、2006年度から実施する新「男女共同参画基本計画」策定に向け、中間整理を男女共同参画会議に報告の上、同会議が7月をめぐり首相に答申し、年内に最終報告をまとめ、年度内に閣議決定を目指すものとされております。

このように、国における人権侵害に対する救済の内容について論議がっておりますことなどから、この動向などを見ながら、本市の男女共同参画推進の条例に対応していくことで考えておりまして、今6月議会提案は見送らせていただくことにいたしました。今後、条例案としてまとめ次第、できるだけ早い時期に提案させていただく所存でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 先ほどの部長のご答弁にありました提案が遅れた理由、大きく分けて2つあるかと思いますが、まず1つ目にですね、新「男女共同参画基本計画」、これが年内に最終的な決定をするのを待っているというようなご回答でございましたが、今回この審議会が答申をいたしました男女共同参画推進条例案の上位法でございます男女共同参画社会基本法は既に制定されておりまして、当然審議会もその趣旨に沿って条例案を策定されたものと思いますから、これが提案理由の遅れとして出されるのはおかしいと思います。

それから、第2点目ですけれども、人権擁護法案の成立を待つというような内容だったと思いますが、これをもう一度確認をさせていただきますと、この人権擁護法案の中にある救済のための人権委員会が条例案の中にあるオンブズパーソンの役割を果たすことができるため、法制定を待っているということでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず、1点目の新「男女共同参画基本計画」の関連でございますが、ご案内のとおり国が平成11年6月に男女共同参画基本法というのを作りまして、それを受けまして、福岡県の男女共同参画推進条例が平成13年に制定をされております。もう既に、それはご案内のとおりだと思います。

そこで、この基本法を受けたところの基本計画が5か年間を経過をするということの中で、現在国の方が中間整理を発表いたしまして、いろいろな問題点について一定の部分につきまして、先ほど申し上げましたところに諮問をし、答申をいただくということでございますので、その基本法ができて5か年を経過した中の社会情勢がどういうふうに変ったのかという部分は、条例をつくる側としては見きわめる必要があるのじゃないかというのが1つです。

それから、人権擁護法案の中に人権の救済に関するところの部分がどうなのかという部分が、私どもが一番知りたいところでございます。人権擁護法案ができて人権救済、いろいろな男女間をはじめ、あるいは身体障害者、あるいは人種関係、いろんな人権侵害の救済の手だて、方法がどのような形で人権擁護法案なる部分の中に織り込まれようしているのかということについても、我々としては見きわめる必要があるのではないかと、そうした国の大きな動きの中で、太宰府市にふさわしい男女共同参画推進条例とはいかにあるべきかという部分を十分見きわめた上で条例の提案をしても遅くはないのではないかとというふうな形の中から、現在のところそうした大きな2つの点について見きわめているという状況でございますので、ぜひご理解をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） お話はわかりました。5か年ごとの見きわめる必要性はあるというご回答、この部分は一定納得をいたしますけれども、ただ、今人権擁護法案の中で一番問題になっているのはですね、この中のマスコミに関する内容でありまして、個人や団体の中で起こった人権問題については、現行案のとおり制定される可能性が高いと思います。ということは、おっしゃる方法だとですね、太宰府市で起こった男女に関する人権問題を、わざわざ国の独立権限組織である人権委員会に訴えるということになります。これが果たして現実的でしょうか。人権問題は、私たちの身近な生活の場である、周りで起こることが圧倒的に多いわけです。国の機関ができることを、なぜ市民の生活の場である自治体を実施することができないのでしょうか。この法案に定められております人権委員会と、それから太宰府市の条例案にありますオンブズパーソンの違いは若干ありますけれども、少なくとも国の人権委員会による事業

者や個人への指導勧告と太宰府市のオンブズパーソンによる指導勧告の最も大きな違いは、この救済機関へ訴えるまでと、そしてその後の被害者の負担増だけではないかと思いますが、国の機関に頼ることのメリットというのは一体何でしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今言われております人権擁護法案に関しましては、まさにおっしゃられているとおりだというふうに思っております。それがどういう動きになるのかというのは、現在のところはっきりしておりませんので、まだ上程もされてない状況の中で、私どもの方がこの条例案をどうするこうするという部分につきましては、そういうものを国に頼るとか頼らないとかじゃなくて、太宰府という一つの自治体として男女共同参画推進条例を推進するためには、そうした国の大きな部分の中で、先ほど言っています国の基本法でありますとか、県の推進条例でありますとか、そういうふうな部分を受けたところのあらゆる人権の救済の部分、そこを今回の男女共同参画推進の男女間だけの人権救済という部分に限定するものなのか、あるいは広げたところでもっと基本的な大きなエリアでとらえるものなのかという部分は、人権擁護法案という部分を見ないと何とも答えられませんよというのが、私が申し上げているところでございますので、そのあたりは国に寄っかかるとか、そういうふうな姿勢ではなく、太宰府市の独自性を出すためにも、そういうふうな国の法律というのは周知しておく必要があるんじゃないか。それがはっきり、それが施行されてこういう形での人権救済しかできない、こういうものしかできないという形が見えてくればですね、おっしゃってるようなことにもなりましようが、今のところこういうものであるという形になってますが、またそういう動きが現に国の中であっているわけでございますから、そういうところを見きわめたいというのが私どもの意向でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そのおっしゃる意味はよくわかりました。そして、もしですね、新しい人権擁護法の理念に沿って条例を制定したい、国の法律のその理念に沿って条例を制定したいというお考えですと、例えば今おっしゃったご回答の中にもありましたが、川崎市の例にもありますように、人権擁護法のこの目的というのは、恐らくどういった新しい改正案だろうと変わらないと思うんですが、この人権擁護法案の中で人権ということで定義をされております。例えばおっしゃいました社会的身分、障がい、人種、民族、信条、性別、門地、性的嗜好、こういったものすべてに係る人権擁護とその救済を目的とした条例をまず制定し、その上で男女共同参画社会実現のための条例を制定するおつもりがあるというふうに今のご回答で受けとめたんですが、よろしいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） そういうふうなとらえ方ではなくて、私どもが男女共同参画推進条例をつくらうとするときには、国のそうした動きを見きわめながら、太宰府市の男女共同参画

のあり方を議論する必要があるのではないかと申し上げますので、そのあたり誤解がないようお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 以前ですね、人権擁護法案ではその理念をうたいまして、先ほど申し上げました人種などを擁護する、人権を擁護するということをやっておりますけれども、これに基づいて太宰府市にも人権擁護員が配置されておりました。この人権擁護員制度において被害者を救済することが非常に困難であったことは、今回のこの人権擁護法改正案で人権委員会が制定されたことから見ても明らかです。また、本市の人権都市宣言に関する条例にうたわれた理念で、実際に差別を根絶することが非常に難しいということは、昨日の武藤議員に対する助役のご答弁にもあったとおりです。そして、それをなくしていくことが行政の責務であるともご答弁されておられます。そして、最初に部長のご答弁にありました司法にゆだねることは時間や経費がかかると、被害者に対して非常に負担が大きいということも先ほどおっしゃっておられましたが、さきの男女共同参画社会基本法では、救済についてオンブズパーソン制度のような実効性を確保できるものであることを付帯決議としています。今る遅れた理由をおっしゃられましたが、現在もう既に審議会が答申を行いまして、そして議案提出が2つの議会も遅れているという、今ですね、人権擁護法などを提案が遅れた理由にするというのは、そもそも市が何の目的でこの条例を制定しようとしていたのか、その姿勢が問われると思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この条例の制定という部分につきましてはですね、それなりにやはり十分に議論をし、審議会の意見は意見として尊重しながら、それをベースにしまして市として、先ほどから申し上げておりますような、そういう大きな動きの中でどうあるべきなのかというのは、議論をする部分だというふうに思っています。これがいたずらに早い時期にじゃあ条例提案をすればいいのかという話になりましようが、私は多くの市民の方の多くの声をこの条例の中には織り込むんだと、その声を代弁されたのは審議会であるというのは十分理解しておりますが、ただ動きが、今私どもを取り巻く国の動きがそういう動きがあると、その中ではやっぱりそういう動きを見きわめてた上で、先ほどから申し上げております太宰府にふさわしい男女共同参画推進条例とはいかにあるべきかという部分は、十分にもうしばらく行政内部で議論をする必要があるのではないかと申し上げますので、そのあたりは誤解がないようにしていただきたいと思いますが、私どもは、男女共同参画推進条例の制定に向けて現在最大限の努力をしておるわけですので、そのあたりは理解してほしいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） わかりました。ご答弁にありましたように、条例制定に向けてぜひ今後も努力を続けていただきたいと思います。少なくとも2月1日の市の広報にですね、議会へ条例案を提出するというふうに掲載されておりました、それを待ち望んでる市民も少なくありません。また、市長の諮問を受けまして10回以上も審議会を開催し、市民公聴会も開き、その上で条例案をまとめた審議会に対して、答申後半年たっても何の経過説明も行わず、条例案提出が遅れた行政側の説明を聞くために審議会開催要求があったにもかかわらず、それを保留にしていると聞いています。そもそも審議会開催は、会長権限だと条例に定められており、会長から審議会開催を要求された場合、行政は万難を排してそれにこたえるべきではないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 私どもの方が審議会の開催を拒んでいるという部分ではございませんで、審議会に今お話しする部分が現在のところないということございまして、進捗状況が今、先ほど申し上げておりますような進捗状況でございますので、来週に審議会に集まっていたかきまして、今議員にお話ししたようなお話を、そのとおり審議会には報告申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） はい、わかりました。来週審議会が開催されるということで、少なくとも、しかしこういった一般質問を行う前に、もし行政がそういったことでこの提案が遅れているということが明らかであればですね、審議会からそういった開催要求があったときに、きちんとその旨を審議会の皆様にご納得していただけるように今後はしていただきたいと思えます。

私、太宰府市内において差別発言を受けたり、DVに遭いながらも自分が社会的に弱い立場だと考え、公にすることで報復などを恐れる余り、ただじっと我慢しておられる市民の方を何人も知っています。ぜひ人権を大切にすまちならぬのなら、早急に市の考え方を審議会をはじめ市民にもきちんと説明をし、その実現に向けて努力されるように強く要望いたします。

では、第2点目のご答弁をお願いします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 小・中学校の耐震診断と今後の計画について。

昨日の橋本議員の回答と重なる部分もありますが、ご了承をお願いいたします。

小・中学校の耐震診断につきましては、本市には11校の小・中学校がございます。そのうち昭和56年の建築基準法改正以降新しい耐震基準に基づき開校しました4校につきましては、耐震基準を満たした学校となっております。その他の耐震診断が必要な7小・中学校につきましては、平成13年度に太宰府中学校及び水城小学校の全施設並びに太宰府小学校の体育館を除きます校舎部分について耐震診断を実施したところでございます。

今回の福岡県西方沖地震などの発生を受けまして、耐震診断が必要な小学校4校、中学校1校の体育館について耐震診断を行うため、今議会に補正予算を計上させていただいたところがございます。学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は特に重要であると認識をしておりますことから、残ります校舎などの耐震診断につきましては、実施計画の調整を担当部と今後協議を行い、早い時期に診断を実施したいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ここに朝日新聞の記事があるんですけども、県におきましても住民ニーズにこたえまして、前倒して築20年以上経過した木造住宅の耐震診断を行うことを決定いたしました。今回の補正予算で、おっしゃるように小・中学校の体育館の耐震診断はすべて終了し、校舎も順次早い時期に耐震診断を行っていくということですが、現在校舎についてはまだ46%しか終了しておりませんが、今回の補正予算で体育館はすべて終了するかもしれませんが、具体的に校舎につきまして今後の計画がありましたら教えてください。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 具体的な計画につきましては、実施計画に計上をしておりますが、財源の関係もございますので、いつということはこの場では申し上げかねます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 行政は市民の生命と財産を守るのが基本です。今回は、幸いにも広域避難場所において、あるいは小・中学校において人的被害が生まれませんでした。しかし、市民が集まっていた水城小学校の体育館では天井が崩落し、太宰府中学校においては屋根がわらが落ちています。もし、不幸にも今回公共施設において人的被害が起こったら、それこそ取り返しがつかないことになったかもしれません。被害が起きてから慌てて予算化するというのは、場当たりの感じがしてなりません。以前から何度も申し上げていますが、限られた予算を執行するに当たり優先順位を決めなければなりません。その順位の決め方が市民の安全や生活を保障することを最優先すべきだという基本に立ち返り、もう一度ご検討いただきますように要望いたします。

では、3問目のご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 市長への質問でございますが、まず私の方から回答させていただきます。障害児・者放課後事業についての2点でございます。

障害児・者の放課後事業についてご回答申し上げます。

ご質問の障害を持つ子どもの放課後の過ごし方につきましては、学童保育所では一部で障害のある子どもを受け入れている状況でございます。児童とは18歳未満とされていますことから、障害児の放課後事業につきましては高校生までが対象となります。中・高生は支援費制度

の児童デイサービスの対象外とされており。身体障害者手帳等交付者、それから療育手帳交付者の児童数から見ますと、多くの方は自宅で過ごされている状況と考えられます。

障害児タイムケア事業につきましては、今年度はモデル事業で県内2か所、政令指定都市、中核市につきましては1か所となっております。来年度から本格的に実施がされていくようでございます。

今年度の県内の状況につきましては、久留米市が申請されているだけで、やはり補助基準では最低年間利用回数の延べ2,000回を実績としてクリアしなければならないなど、この事業の申請を行うにはハードルが高いことがうかがえます。しかし、この事業は制度のすき間を埋める施策として大事なものととらえております。そこで、この事業につきましては、要件の緩和や補助額の引き上げ、そして制度として位置づけることを国及び県に対して要望することを考えているところでございます。今年度から実施されますモデル事業の成果や結果などを見きわめてまいりたいと存じますので、いましばらくの検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 障害者基本法に基づいて作成されました太宰府市の障害者プランの基本計画の中にもですね、こちら50ページにありますけれども、障がい児と健常児がともに活動し、触れ合う機会を増やしていくなど、交流を推進するとあります。この触れ合う機会について、先ほどおっしゃいました学童に一部の障がい児童が来てるようですが、それ以外の児童につきまして、この触れ合う機会、学校以外でどのような計画をお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 学童保育所には数名の子どもさんが通所してあるんですが、それ以外につきましては、今年、平成16年3月に次世代育成支援対策行動計画というものをつくりまして、その中で障害施策の充実ということを上げさせていただいております。それで、現実としましては、いろいろ活動の場として数名の方のご協力によってですね、いろんな活動をされておられますし、社会福祉法人としては、すみれ園というところがございますので、そういうところで幾つかの事業もされておりますので、そういういろんな活動されてるというところがございますので、そういうものも私どもできちっと把握はさせていただいて、今後どう具体的に、通称「にこにこプラン」と言ってるんですが、その実施計画の中で具体的に方向性を出しながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今ご回答いただきました内容で、現段階でですね、行政が具体的な方法をお持ちでないというのなら、例えば今それを実践している団体、個人も含めてですが、そういったところに対して行政としてどのような支援ができるかと考えてでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今活動されてあるところが、例えば数名で活動されているところにつきましては、NPO法人の資格を取る努力もしていただいているということもお伺いしておりますので、本市としましては、そういう活動されている団体に対してどういう補助的なものができるかということもございましょうし、具体的には補助金を出すとすればですね、どういう基準づくりをしていこうかというところは、健康福祉部の中でも担当課の子育て支援課とか福祉課とかなるんですが、その中でも話をしているところでございます。

それで、補助をするための一定の基準をつくることによって、基準をつくれば例えば短期間ということじゃなくて、これからそういう事業をやっていかれる団体等に対して継続的にやっていくことが大事ではないかなというふうにも考えておりますので、その分につきましては、先ほどご回答させていただきましたように、もう少し時間をいただきたいというところでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今長期にわたって支援をするためにもその基準をつくると、ですからいましばらく時間をいただきたいというご回答だったんですが、もう部長もご存じだと思いますが、現在ですね、水城小学校裏で障がいを持つ子どもたちの保護者が民家を借りて、「なかよしはうす」というのを運営されておられます。ここは障がいを持つ児童・生徒の放課後の時間を地域の方と交流しながら、子どもたちの成長を見守っているところです。できて1年3か月ぐらいですが、最近では障がい児童・生徒をはじめ、ほぼ毎日20名近い子どもたちが一緒に遊び、多いときにはご近所の高齢者、大学生のボランティアも含め50名近くの人々が集まっています。保護者が自主的にこういう活動を行っているというのは県内でも恐らく例がないため、他の自治体議員や県の社協からの視察及びマスコミの取材も受けています。しかし、現実はその公的な補償や、それから支援がないため、毎月8万円の家賃、そして光熱費、遊びに来る子どもたちのおやつ代を含めたすべての運営費を捻出するために、先ほど部長おっしゃいましたが、保護者の方はNPOへの申請、お中元、お歳暮や政庁まつりにおいての物品販売、様々な助成金の申請を、日々のなかよしはうすの活動と子どもたちの病院通い、ご自分たちの生活の合間に行ってこられました。また、チラシなどを作成いたしまして、なかよしはうすのご近所の方のご理解を得る努力など、負担は非常に大きなものでした。その上、来年の賃貸契約終了をもってこの民家を出ていかななくてはならなくなりました。個人で居住するわけではありませんから、この民家の契約は非常に困難です。公民館などの公共施設を長期休暇を含めほぼ毎日借りることは困難であり、また障がい児たちが小学校から歩いてくることができる距離で安全な場所であることが必須であるため、地理的な制約が出てきます。このような厳しい条件の中でもこの一年間親と一緒にいるだけでは絶対にできなかったことを次々と実現していく子どもたちの姿を見て、成果を確信された保護者の皆さんは、子どもたちの将来のために今歯を食いしばって頑張っておられます。福祉部長、こういう団体、お時間を下さいということだったんですが、今現実こういうふうな団体があるわけですが、行政はどのような支援ができるとお考

えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） なかよしはうすでいろんな活動をされてるということにつきまして、担当課の子育て支援課になるんですが、課長もお伺いをさせていただいたということもございまして、活動される中でいろんなクリアしなければならない問題とかですね、先ほど質問の中で言われたことだろうと思いますが、そういうこともお伺いをしております。それで、先ほどから基準というところのお話をさせていただいたんですが、公的に支援をしていこうということが大事だろうというふうにも思っておりますし、そのためには一定のクリアしていただかなければならないということもございまして、タイムケアという質問もいただいておりますが、その中では宗像市が申請をされているということをお伺いしたんですが、宗像市の方にお聞きしますと、A、B、C、Dと4段階ある中で最低の2,000回というところなんですが、それがどうしてもクリアできないというところで辞退をされたということがございますので、なかなかいろんな事業をやっていく中で難しさが多々あるかと思っております。ありますが、そういう一定の基準というのは当然行政としてはですね、つくっていかねばならないというふうにも思っておりますので、そういうところで、近隣では大野城市さんですかね、の方でも事業をやっていっている中でタイムケアはちょっと申請はできないということも聞いておりますので、今子育て支援の中でいろんな事業を考えていって計画にのせていこうというふうにも思っておりますし、そういう計画の中で、今ご質問されてるものも含めましてですね、やっていかないとなかなか実現に近づけないということがございますので、そういう意味で少し時間をいただきたいということでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そのハードルが高いというのはわかります。その2,000回から3,000回が最低ランクになっているわけですが、今このなかよしはうすのですね、利用状況あるんですけども、開設した当初は、確かに2,000回に届くには非常に難しかったんですが、現在のところはですね、年間200日以上ぐらいですね、なかよしはうすをあけることができれば、この2,000回という数字は恐らくクリアしていくのではないかと思います。そしてですね、これ朝日新聞にあるんですが、先ほど申し上げましたように、朝日新聞の中でもなかよしはうすを放課後活動として取り上げまして、同時に国のタイムケア事業に何とかということで問題提起をされております。その中で西南女学院大学の杉原先生がですね、住んでいる地域と関係なく障がい者をどこか1か所に集めて事業をするのではなく、地域の中で安心して暮らすという視点を大切にというふうにおっしゃってられます。

それで、総務部長にお伺いをしたいと思うんですけども、この太宰府市内の各地にですね、このなかよしはうすのような高校生も含む障がい児童・生徒と健全児童・生徒の交流場所があったら、それは今宮城県をはじめ全国で進んでるノーマライゼーションの先駆的な活動につながると思います。そして、先ほどから申し上げております、もしこのタイムケア事業を利

用することができたら、国がその予算額の2分の1、県が4分の1を負担するわけですから、先ほどおっしゃいました最低のランク、Dランクですけれども、施設の利用回数が2,000回以上3,000回未満の補助単価だった場合、太宰府市の負担額は150万円です。この2,000回から3,000回というのは、障がい児・者の利用回数ですから、ここに地域の方や、それからボランティアの人数を入れたら恐らく5,000回から6,000回の利用が見込めると思いますので、その費用対効果は私は絶大だと思っております。財政的にこの150万円を捻出することは可能だとお考えになりますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） やはり、こういう場合はですね、幾らだったら負担できるかできないかという金額の型ではなく、やはりその事業の優先順位だろうというふうに考えてます。予算が200億円ですから、200億円ならすべて負担できましようけども、やはり優先順位、重要度等々から判断をしていくべき事項だと思しますので、ここで150万円がどうかこうだということには財政的にはならないだろうというふうに考えてます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それではですね、最後に市長のお考えをお伺いしたいと思いますが、もし仮にこのタイムケア事業の実施が無理だった場合でも、先ほど申し上げましたように、この市の施策にあるような沿った内容をですね、市民自らこれだけ知恵を絞って、そして汗を流しても非常に難しい厳しい局面があるという事実を踏まえまして、そのときに行政が一体どれくらいそれを支援することができるか、どのようにお考えか、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本市の大きな柱に福祉でまちづくり、いろいろの福祉対策が必要かと思えます。ただ、今ご指摘の障害者の問題につきましては、いろいろ事例を挙げてのご質問でしたが、実態の把握はもとよりでございますが、国、県の動向、そして太宰府市でできることにつきまして担当部の方で調査研究をさせたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2点について質問をいたします。

まず、環境美化センターについてお尋ねいたします。

高雄区にあります環境美化センターは平成3年4月より稼働いたしておりますが、この場所での不燃物の埋め立てはそれ以前から行われておりました。設置された当時、その少し前からごみ問題について、特にごみの埋め立てについては社会的関心も高まり社会的問題となっまいりました。また、そのような社会の動きの中で法律も改正され、それまでの雑多な埋め立てができなくなり、新しく処理工場がつくられ、最終処分として埋め立てがなされるようになり

ました。埋め立て処分については、当初より地元住民の方々には地下水の汚染や環境の悪化など、安全性について不安を持たれておりました。反対運動も起こりました。そうした中で地元とも協議が調い、現在の場所に建設されたのであります。このとき地元と交わされたのが太宰府市一般廃棄物最終処分場建設に伴う協定書でございます。この協定の期限が平成18年3月31日までとなっております。この環境美化センターは、最終処分埋立地の容量は4万2,550㎡あり、平成15年度においては不燃物ごみ1,508 t、粗大ごみ521 tの持ち込みがあったと聞いております。処理工場において処理され最終処分として埋め立てられております。次の3点についてお伺いいたします。

1、どのようなものが最終処分として埋め立てられているのか。2、今後の環境美化センターについての方針。3、この協定に対する今後の方針についてお伺いいたします。

次に、文化財の観光資源としての活用と文化財周辺の環境整備についてお伺いいたします。

政府は観光立国をうたい、全国各地で観光への取り組みを強化し、観光客誘致に力を入られております。本市においては年間600万人と言われる観光客が訪れます。ほかの観光都市から見ればうらやましいほどの数字でございます。それに、本年10月16日からは九州国立博物館がオープンいたします。その数字は大きく増加されていきます。これまでは、本市の観光は天満宮中心でしたが、これに国博が加わります。また、本市においては文化財の保存と活用についての基本方針となる太宰府市文化財保存活用計画が策定され、本市にある歴史・文化遺産の保存整備が一層進むのではないかと考えられます。整備計画では、水城跡の整備が大きく取り上げられています。史跡としては、この水城跡をはじめ、ほかにもここで取り上げるには枚挙にいとまがないほどのものがあります。このように、見るものについては超一流のものばかりですが、ではこれをどのように本市の活性化へとつなげていくかとなりますと不明な点が多く、これからの課題であります。この天満宮や国博に来られる多くの観光客にこれらの施設へ足を運んでもらえればにぎわいも生まれ、まちも活性化されていくのです。これだけのものがあるのに足を運んでもらえないのは非常に残念です。観光客の皆さんに足を運んでもらうためには仕掛けといいますか、その周辺の整備が大事でございます。観光客のニーズに合うような環境をつくる必要があるのではないのでしょうか。観光客は何を求めているのか、「見る」「食べる」「買う」と言われております。このニーズに合った環境をつくり、情報を発信し、サービスを提供できるようにすることだと思えます。そして、いかにこの太宰府でお金を落とすただかでございます。ただ、史跡の保存だけではまちは潤いません。この偉大な歴史的文化的文化遺産を柱とした観光産業をいかに活性化させるか、観光産業の活性化、これしか本市の活性化への道はありません。

そこで、今度の太宰府市文化財保存活用計画を見ますと、市民と来訪者の活用を促す「環境整備について」という項目があります。そこには「市民や来訪者にわかりやすく展示、解説し活用を促すために、発見の小径（ディスカバリー・トレイル）を設計します。トレイルには、実際に体験する活動に必要な最低限の歩道整備やサインの整備、交流利便施設（駐車スベ

ース、休憩所、トイレ等)の整備を推進します。民間による観光交流サービス(案内所、飲食店、土産物店、ギャラリー等)を許容するなどの措置も検討すべき内容と考えられ、対応する現状変更の許可の指標の見直しあるいは具体を行います。来訪者の滞在活動を有意義にするための環境づくりを推進します」とあります。この計画では利便施設、観光交流施設の設置や現状変更の許可等の見直し等もあると、従来よりは柔軟な対応ができるようになっているのではないかと思います。今までは保存一本やりであればできません、これもできません、文化庁の許可がどうだこうだというお答えばかりでしたが、これを機会に周辺の環境を整備し、観光客を呼び込み、にぎわいをつくり出し、活性化へとつなげていくべきだと思います。そこで、次の点についてお尋ねいたします。サインの整備、交流利便施設、民間の観光交流施設及び周辺整備について具体的にどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

議長(村山弘行議員) ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 1点目の環境美化センターの最終処分場に埋め立てられているものについてお答えします。

最終処分場に埋め立てておりますのは、搬入された不燃ごみと粗大ごみの中からアルミ、鉄、カレット、電池、蛍光管、可燃物、処理困難物などを取り出したあとの残渣で、金属くず、ガラスくず、陶器くずなどでございます。

次に、2点目のこれからの環境美化センターについてでございますが、昨年度最終処分場と水処理施設を中心に実施いたしました環境美化センター施設現状調査をもとに、今年度から施設改修の計画に入り、地元との環境美化センター設置継続の協議が調えば、来年度から年次計画をもって場内の施設整備の改善を図ってまいることといたしております。

3点目の地元との協定に対する方針についてでございますが、市といたしましては、施設周辺の皆様の日常生活環境面に不安を与えない信頼と安心を得る仕組みづくりを最も大事な点として提案し、ご理解とご協力を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(村山弘行議員) 5番中林宗樹議員。

5番(中林宗樹議員) 最終処分として埋め立てる分については、大体そういうところだと思います。

それから、環境美化センターの今後の方針についてということで、今もですね、地元と協議が調えば改修をしていくということでございますけども、これについては相当な金額がかかっ

てくるんじゃないかと思います。やはり機械も15年たっておりますので、やっぱりそれなりに更新する時期にもなりましょうし、それからですね、この環境美化センターがですね、今後どのくらいお使いになる予定あるのか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 現在、先般調査をいたしましたところ、私どもが心配をしておりますようなことはなくてですね、現在良好な形の中で地域の区の皆さんあるいは農事・水利組合の皆さんのご協力を得ながら、順調に稼働させていただいておりますことに対しまして非常にうれしく思っております。それで、今後どうするのかということですが、現在がちょうど、処分場が約半分ほどになっておりまして、現在の調子からいきますと大体二十四、五年ぐらいは埋められるであろうというふうには思っておりますが、現在契約をしておりますような部分の中で、15年を一つのめどとして、引き続き地元の方のご協力をお願いできればというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） あと二十四、五年ということで、限度がですね。そういうことですが、やはりこういう施設につきましては次の場所の選定とかですね、やはり探されるには相当時間がかかるとお思いますので、やはりもうそろそろですね、しかかっていたらいいんじゃないかなと思っております。

それからですね、次にこの施設についてですね、指定管理者にされるおつもりあるかどうかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この環境美化センターという施設の性格からしましてですね、指定管理者はなじまないのではないかとこのところ理解をしておりますので、ただ指定管理者制度に来年4月から移行して、その動きの中でこの環境美化センター自体もその指定管理者になじむということがございましたら、その段階では考えたいとは思いますが、現在のところ直営で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） それでは次にですね、大体地元と話しして、後継続していきたいということですが、建設については地元と協定され、それから最終処分場をここに設置されましたことについては、当初やはり地元の方々には地下水とか環境の悪化とかですね、そういうことについて非常に心配されておられましてですね、今現在でもですね、今のところちょっと難しいと思っておりますけど、できればもう移転してここを廃止してもらいたいというような地元の方々の希望は非常に強いんですけども、難しいとは思いますが、地元の方々の気持ちというのはご理解いただいているんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 私どももですね、環境美化センターが環境に与える影響、これにつきまして非常に心配をしております、昨年の暮れから地元の方に、区・農事・水利組合の方にですね、お話をしまして、一番心配されております現在の処理施設の状況がどうかということと、調査をした井戸でありますとか、三面水路でありますとか、そういうところの水質状態はどうかということにつきまして一番不安が多いであろうということで、先般私も参りまして報告をさせていただいております。先ほど申し上げましたように、私どもの方も心配をしておりますような形ではなくて、現状それぞれの基準の範囲の中で動いておりますので一安心をしておりますが、いずれにしましても6万6,000人市民が日常的に使用施設、その分についての受け皿でございますので、安全にさらにですね、気を配りながら進めていきたいというふうに思っております、地元のご意見は謙虚に、十分に話はお伺いしながら、ご理解を求めたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 協定書の第3条に、公害防止のため十分な施設の整備を行うとともに、その管理について万全を期すということで明記されておりますけども、現在までの安全対策について万全であったと思われるかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 平成3年4月からですね、ずっと現在まで経過をしております、その間はいわゆる大雨もございまして、いろんな形の経過をたどっておるのは存じ上げております。ただ、今の部分につきまして現状の中ではどうかということでございますが、現状は先ほど申し上げておりますように、一番心配されております飲み水の井戸の関係でありますとかですね、あるいは河川の水質の関係とかという分につきましては、おかげさまで基準の範囲内で推移をしておりますので、それを継続していくべく最善の努力を傾注したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） ある程度は万全にしているということでございますけども、一昨年の7・19のあの災害の時期にですね、あそこへ水が大量に入りまして、あそこへ埋め立てするべく野積みされておりましたごみが高雄地域へ流出してるんですけども、これについてはどんなでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） そのことにつきまして一応承知をしておりますので、今後はそういうことがない形の中で、問題はあそこ水をですね、あそこにあります、いわゆる先ほど申し上げました残渣を外にいかにして出さないか、それとそこを浸透します水の影響が地下水で

ありますとか河川でありますか、そういうものいかに影響を与えないかというのが、問題は2つだというふうに思っておりますので、そのあたりについてはですね、そういう平成15年の教訓も生かしながら、今後は来年4月1日以降引き続きお願いするに当たっては、十分に地元の方々にはお話をさせていただこうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） やはり、もう最後の最後のごみでございますので、やはりそれが一般のそういう地域へ流れ出るといことは、いかに100年に一度の雨とはいえ、やはりこれはあってはいけないことでございますので、そこら辺の管理は十分やっていただきたいと思っております。

それからですね、次に、埋め立てが終わった部分につきましては、真砂土で覆われてあるんですけども、のり面についてですね、今現在見てみますと、覆土のまんま、泥のまんまその上には何の保護処置もせずに放置されておりますけども、これについてはどんなにかされるおつもりあるんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） これは、さきの12日の日曜日に議員さんもお出席をされたというふうに聞いておりますが、現場の調査をですね、高雄区の方と農事・水利の関係の方が現場を見られて、そしてどうなのかというお話をその後したいということでございまして、私どもの方の課長からその報告を私も受けておりますが、今議員さんおっしゃっておりますような、そういうふうなところの処置はどうするかということでございますが、これはちょっとどういう形が、今ご提案されてる形がベストなのかどうかですね、どういう形が一番いいのかというような分、あの施設の中でどういうふうな形で処理するかという、ちょっと時間をいただいてですね、そういう状況があることは私どもも十分認識しておりますので、そのあたりについては、先ほど申し上げました実施設計等々の中で反映をさせていながら、こういう形が一番いいのではないかという方法等を見つけ出せばというふうに思っています。もうしばらく時間をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 覆土のまんまでされておりますので、それも50cm程度の覆土ということでございますので、やはりこれも時間的にですね、やはり雨が降ってどんどん表土は流れ出しております。それが最初のときは50cmですが、今はもう30cmぐらいひょっとしたらなっとなるかもしれませんね。そして、今度また今度の梅雨でどのくらいの大雨が降るかわかりません。そうなった場合には、その表土は流出されて、その中にありますいわゆるごみがですね、また流出してくる可能性がある。これは絶対災害についてのですね、お話がまだ今議会でもたくさん出ておりますけども、やはりそこら辺のですね、ありますので、これは梅雨にもう入っておりますので、これはちょっと時間くれと言われても、やはり何とか梅雨に対しての応急処置

だけでもですね、ちょっと何か考えていただけませんか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今議員さんが言われました、私は大々的なその部分の中でどういうふうを考えるのかというふうにとらえておりましたが、言われておりますことにつきましてはですね、私どもの方のスタッフもあそこに常駐させておりますから、その部分の中のそうした天候等の変化、あるいは状況等は私も現場を見て十分わかっておりますので、そういうご心配がないような形でですね、今できることにつきましてはすぐにでも処理をして、地元の皆さんの不安解消には努力したいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 一刻も早くそういう対策をやっていただきたいと思います。

それから、先ほどから部長の方から水について心配がないようにということでご答弁いただいておりますけど、この水についてですね、ちょっとお伺いしたいと思いますが。

今ですね、検査される場所が7か所ほどつくってあるようでございますけども、やはり地下水でございますので、どこへどう流れているかわからない。それから、川もですね、水もずっと水路を流れておりますので、今の7か所は環境センターのすぐ近くの分だけでございますので、やはりこれについてはもう少し調査箇所を広げてですね、調査の地点をですね、もう少し増やしていただけないだろうかということで、これはこの間の視察の折にですね、これは地元の方からも出ておりましたんで、課長の方がご存じかと思っておりますけども、これについてはいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） その件につきましては、最初の農事・水利の話のときに、今議員さんおっしゃったようなお話出ましたので、私の方としましては一応、先ほどから基本的には安心して住んでいただく、あるいは飲んでいただく水等々でございますので、そういうものにつきましては地元の方と協議してですね、必要であれば箇所数は増やして、対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） なるべくその方向でやっていただきたいと思います。

それから、その調査箇所の1か所の水路がございまして、この水路の中でBODの数値が1.8と、これは基準としては2.0を超えないようにということで、もう1.8ということでもう上限に近いところまで上がってきてるんですけども、これはお話ではたまたまそのとき、調査したときがそうであったということでございまして、やはりこういう数字が上がるということはですね、今後やはり上がってくる可能性もあるということでございまして、やはりこれ上がってからどうこうするんじゃなくて、やはり上がらないような処置をしていただきたい

と思いますけど、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） そのことにつきましても、こういうパンフレットを現場の方で議員さんお持ちだと思えますが、その中には、おっしゃるように1.8という形になっております。それで、じゃどのくらいの、今のところその水質はどのくらいの水かと、いわゆる三面水路の分ですね、つきましては近隣の宝満川というのが流れておりますが、そことおおむね同程度の水質になっておるといことでございますので、私どもの方としては一安心をしているところでございますが。じゃ、そういう2以下であるから大丈夫なのかというふうなこともございますので、それは私どもの方としましては検査を注意深く見守って、もしそれが少しでも異常等々ございましたら、若干でも異常があれば、その対処策を講じながら、そしてその数値についてもできるだけ地元の皆さんに公表しながら、こういう形で推移してるんですよということが形の中に今後は、今もやっとりましますけども、さらにそれを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そのような取り組みをお願いしておきます。

それから、有害物質について重金属等が水に含まれていないかということで、調査項目がですね、これ環境省の方で決められた分があるんですけども、それについて近隣の3軒の井戸を使ってある方にはそれを調査した分を報告しなければならないということで書いてありますけども、その報告の仕方が、やはり何というんですか、ちょっと大まかなところではあるみたいなんです、やはりもう少しそういう調査項目で決められたようなことを一覧表にして、きちっと出していただいて、それからそれをただぼんと郵送するだけじゃなくて、やはりその数字について、その農家の方々にこういうふうですよと、ここはこれで安心していただけますよというような説明までしていただかないとですね、受け取られた方は全然素人でございますので、本当にその数字が安心して使える数字かどうかということもあると思いますので、そこら辺の配慮をしていただけるかどうか、お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今議員さんが言われていることは非常に大事なことでございまして、平成3年4月からずっとこう動いていく中で、いわゆるきちとした報告を私どもの方ではしてるつもりでございますが、再度今言われましたような部分を確認させていただいて、今後は面談するなり何なりしながら説明するという形の中から、さらに安心感を持っていただけるように努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そのようにひとつ、なるべく心の通った対応をしていただきたいと思います。

ます。

それから、地下水についてでございますけども、やはりここはですね、もうそれこそ立派な施設ができる前も雑多なものがそれこそバッテリーやら乾電池やら、それからどうかしたら生ごみも持って行って捨てたというような経緯があるようでございます。それで、結局それらのものがやはり地下水として高雄地区へ流れ込み、やっぱりわき水として出てきよるわけですね。ですから、そこら辺の調査、今はやっておられますけども、今後ともあれをずっと続けて、あそこを閉鎖された後もやはり継続して調査をやっていただきたいと思っておりますけど、これお願いできますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今議員さん言われますように、過去いろんな経緯を経て平成3年4月から現在地の中に、当時としましてはその環境をクリアできるような施設をつくりまして、そして永々として処理をさせていただいて、もうしばらくしますと15年が経過をするという形になっております。だから、そうした部分がありますので、それは当然のことながら地下水、冒頭私が申し上げておりますように、地域の方々にはですね、安心して安全な水として、ふだんの水と何ら変わらないという形での水質の、何というんですかね、保全といいますかね、水質の確保といいますか、そういうふうなものに向けてはですね、十分私どもは地元の意向も聞いた上で、最大限の努力はさせていただこうというふうに思っておりますので、ぜひご理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） この処理場にはですね、先ほども部長言われましたように、太宰府市民の皆さんのお使いになった後のごみ、不燃ごみ、それから粗大ごみを持ち込まれて処理されておるんで、もちろん安全については万全を期してもらおうとともに、やっぱり日々不安を抱えながら生活をされてる地元の方へも特別な配慮が一定あっていいんじゃないかと思いますが、この安全についての考えと地元への配慮についてどのように考えておられるか、これは市長の方からご答弁いただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 環境美化センターでございますが、本市の不燃ごみ、あるいは粗大ごみの最終処理施設として、市民の皆様の日常生活を支える重要な施設でございます。施設の運営が現在まで周辺住民の皆様のご理解とご協力によりまして、円滑に今日まで来ておりますことにつきましては、改めて感謝を申し上げます。今いろいろご指摘がございましたが、本市といたしましても、今後ともこの施設の適正な管理あるいは監視のもとに、施設周辺の皆様には生活環境の不安が生じさせることがないように、細心の注意を払いながら円滑な施設運用に努めてまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） ありがとうございます。そういうことで今後ともですね、やはり施設の安全管理については十分ご配慮をいただきたいと思います。

これで1問目は終わらせていただきます。

2問目お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 観光資源としての文化財の保存の活用についてお答え申し上げます。

今回策定いたしました文化財保存活用計画の中に、大宰府関連史跡に関する保存活用方針を掲げ、市民と来訪者の活用を促す環境整備の今後のあり方を示しております。ご質問のサイン整備、交流利便施設等については、既に遺跡などの案内板や解説板あるいは公衆トイレ並びに広場など一定の整備は行っておるところでございます。今後この計画にあります「発見の小径事業」として、長期的な視点に立った計画を立て、また財政状況等も勘案しながら整備を進めていきたいと考えております。

また、民間の観光交流施設については、文化財保護法の現状変更の問題もありますが、観光の視点も考慮いたしまして、計画の考え方について福岡県や文化庁と今後十分に協議をしてみたいと考えております。

なお、平成17年度につきましては、水城跡の東門付近の案内板設置や展望所と広場などの整備を行うことといたしております。今後の史跡地周辺整備については、関係課と十分に協議検討してみたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 3月に非常に立派な文化財保存活用計画ができておりますけども、この文化財保存活用計画の内容につきまして指導機関として文化庁、それから県の文化財の担当の方も入っておられるということで、ここに書いてありますことについては文化庁の方も十分承知されてることじゃないかと思っておりますけど、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ただいま申されましたように、福岡県の文化財課あるいは文化庁の技官に入っていましたので、内容については十分理解をいただいております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） それで、その中にですね、先ほども読み上げましたけども、市民や来訪者にわかりやすく展示、解説し活用するということで、その中でいわゆる現状変更、それから許可の指標の見直しというようなところが書いてありますが、そこで現状変更等を認めるということでございますので、認めるとはっきりは書いてないんですけども、認められるような緩やかな方向にいくということでございますので、やはり今まではあそこへ建物は建てたらいかん、あれはいかん、これはいかんということで非常に規制されとったんですけども、やはり創建当時の建物を復元したりとかですね、というようなことは可能になる可能性があるのじやな

いかと思いますけども、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 史跡地内の個人住宅を利用して店舗等へ活用する場合の許可につきましては、県の用途変更の許可が必要でございます。延べ面積の2分の1が50㎡以下ということについて許可されます。ただし、平成18年5月17日まで建築許可が得られたものに限るというような条件がございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 平成18年5月18日というのは、これはですね、何というんですか、市街化調整区域の、既存宅地の法律の分に入ってくるんじゃないかと思いますが、これはこれまでにある程度のことを届けをしておけば建設が可能ということでございますので、そのような分についてある程度市の方で長期的なものをつくられて、そして5月18日までに何かそういう届けを出していただいとけば、それ以後は期限がないみたいでございますので建設もできるんじゃないかと思いますが、何とかそこら辺ですね、やはり史跡地があるというだけで、やはり上に物がないと、何というんですかね、観光に来られた方がぱっと見えんわけですね。ですから、そこに上に何か上物をつくって、やはりそこに、帰っても、ああ、あそこにああいう建物があったなというようなことが思い出されるような施設をつくっていただきたいと思ます。

それから、そういうことで、なるべく早く検討していただき、平成18年5月18日ですから、あと10か月ぐらいですかね、ありますけども、やはり計画をなるべく早く立てていただいて、そういうのでできるようにしていただきたいと思ます。

それから次にですね、交流利便施設についてということでございますけども、やはり史跡地はとにかくだだっ広い、特に水城あたりは非常に広大な敷地がありますので、あの敷地の中に広場をつくっていただいて、その広場が利用できるような方向で今後考えていただけないだろうかと思ますね。なるべくですね、入り口は広くとって、そして広場には、いわゆる下に草が生えないように、ちょっと厚目のアスファルトを敷いて、そういういろんな目的に使えるような広場を整備していただけるような方策はできませんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今のいろいろとこういふふうにしていただきたいという要望の筋はよくわかりましたけれども、ちょっと私、とらえ違えていたら申しわけございませんが、この保存活用計画なんですが、今までですね、保存とか保護ばかりで、活用というふうに全然手が入れられなかったから、先ほど出ましたように県とか、または国の方々に来ていただいて、こんなふうな考え方をしていくと活用できるのじゃないかというような案をつくっていただいて、そしてここにまとまったというのが現状でございますので、これができたからすぐですね、用途が変更されて建物ができたりとか、広場ができたりというものじゃないということ、何かとらえ違いがあったというふうな私を感じたもんですから、蛇足かもしれませんが、そんなふ

うに私ども考えておりますので、こういう計画をとって、全体的な中でこんなふうにして太宰府市の史跡を活用していくんだと、そういう全体計画を持って申請をしていくと、より承認しやすんじゃないかということと理解いただけるんじゃないかということで進めていっておりますので、すぐですね、これ申請でも、5月何日か日にちが出てましたけど、これだから建物が建つかとかというふうにはならないということだけは、私ども頑張らなくちゃならないわけですが、そういう状況にあるということだけのご理解いただきたいと思いますので、先にお答えさせていただいております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） それはですね、今すぐできるとは決して思っておりません。これにはですね、やはり何としても予算がついてきますし、それから先ほどの文言の中で、そういう方向にいくということだけの方向性で、そうしてもいいよということまではここでは読み取れませんので、それは十分わかっておりますので。ただ、方向としてですね、そういうふうな取り組みをやっていただいて、このいわゆる史跡地ですね、本当に市がですね、もう本当、自慢になるかならないかわかりませんが、市の面積の15%は史跡地ですよというようなことを言われてますので、この広大な史跡地をいかに有効に使って観光資源として使うと。観光資源として使わないことには本市の活性化はないと、先ほども言いましたように、これを本当の基幹産業として観光産業として育てていく。それにはですね、お客さんに、観光客の方に来ていただいて、そこで何らかの感動を覚えていただいて、そして満足していただいて帰っていただかなければですね、これはそういう価値がありませんので、そのための一つの方策として、これは今いろいろお尋ねさせていただいておりますので、決してこれがですね、すぐしてくれと、これはもう早い方がいいんですけども、ただ先ほどの平成18年5月18日という話は、これは建築基準法の方で決まっておりますので、やはり何かそこに将来ですね、史跡地、史跡地はもちろ調整区域になりますので、ここに何かをしようというときには、やはりそういう届けをしておかないと、将来ですね、もうしようと言ったときに、いや、もうそれは法律が時効となっておりますから何もできませんよというようなことではですね、やはりこの貴重な史跡を活用していくということについて非常にもったいないと思いますので、お願いしておきたいと思えます。

それから次にですね、これも蔵司の跡地を買い取られるということで、これもですね、早急にという話じゃないですけど、それこそこれもですね、いわゆるこれこそもう平成18年5月18日までに、やはりあそこの建物が、あそこの跡地を買い取られまして更地にしてしまうというような計画があるみたいなんですけども、それについてはせっかくあそこに今建物がありますので、あの建物を残して、現状としてはとても使えるような状態じゃないということをございんですけども、ただ建物があるという現実だけは残っておりますので、やはりこの建物があるという現実を見て、そしてそこにまた何か食事のできるような休憩所をつくっていただければ、あそこの場所も生きてくると思うんで、やはりそういう方向で文化庁の方等にもいろいろ

あると思いますけれども、先ほども言いましたように、今度の計画の中で若干柔軟に対応していただけるような文言も入っていますので、この蔵司の建物について、やはり食事のできるような休憩所にですね、やっていただきたいと思いますが、これについてのお考えをお伺いさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 蔵司跡の購入につきましては、大宰府跡を物語る上で、昔の役所である政庁跡とあわせまして、その当時の財政をつかさどる蔵司は重要な遺跡であるというふうに考えております。公有化を図る必要があると考えておりますが、現在この土地につきましては地権者から買い上げ要望が提出をされまして、買い上げについての事前の協議を今行っておるところでございます。買い上げにつきましては数か年を要すると思われるので、活用については今後関係機関とも十分に検討をしてみたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） なるべくですね、観光客に喜ばれるような施設をつくっていただきたいと思います。

それから、史跡地の周辺に……

（発言する者あり）

ちょっと静かにしてください。

議長（村山弘行議員） 静かにお願いします。

5 番（中林宗樹議員） 次にですね、史跡地の周辺についてでございますけれども、これも以前の議会でちょっと質問しておりましたけれども、政庁跡前の政庁通り南側の第一種住専の地域をですね、やはりここを観光ショッピングができるような地域にさせていただければと思いますけれども、これは観光バスなんかで私どもが旅行に行きますと、ガイドさんは必ず、ショッピングはどこそこのショッピングセンターでやりますよということで、もう買い物する場所は決められて、観光する場所はもう時間は余りとられないということで、そういうことで、この政庁通りの南側あたりに、やはり大きなそういうショッピングセンター、まだ空き地ありますんで、ショッピングセンターを誘致したりとか、それからレストランとか喫茶店とか、そういうものを誘致してくれば観光客の方が天満宮から水城跡まで歩いていかれる中で、やはり買い物をされたり、それから休憩されたりすることができますので、ぜひこの用途地域を住居地域へ変更していただきたいと思いますが、これについていかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 政庁通りの店舗等については、以前から十分検討をしておりますが、今言われますように都市計画区域の問題がございまして、上がっては立ち消えとなっているのが現状でございます。

それで、今後活性化するためには、やはりご提案されますように住居地域の見直しということも考えていく必要はあるというふうには思っておりますので、今後十分検討してみたいと

思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そういうことで、そして先日のご答弁では、もう全然けんもほろろでございましたけども、今日は本当にお答えありがとうございました。今後ぜひ実現できますようをお願いしておきます。

そういうことですね、本市の今財政も逼迫しておりますけども、結局そういうことをやりながら、市内の活性化を図っていただいて、太宰府市が元気になれば税収も上がってきますし、それとやっぱり市の将来も明るくなっていくと思いますので、ひとつ前向きに生産的に取り組んでいただきますことを要望いたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、2項目につき質問させていただきます。

まず、市の防災、危機管理についてお尋ねをいたします。

阪神・淡路大震災以降、日本各地では大規模な自然災害や事故が頻繁に起こり、多くの人その犠牲に遭い、とうとい人命、財産が失われております。太宰府市においても、一昨年豪雨災害で大きな被害が出たのは記憶に新しいところですが、ごく最近では専門家ははじめ多くの方が予想だにできなかった福岡西方沖地震が3月20日に発生し、太宰府市においても震度4が記録されたところ。このことは、まさかのことが起こり得ること、自分のところは安全だろうという他人事的な態度は通用しない。言いかえれば、いつでもどこでも起こるかわからないのが災害であるということ、改めて再認識するきっかけともなりました。

このように、時と場所を選ばない災害などの緊急事態を予知、予防すること、また緊急事態が発生したときに素早く対応し、被害を最小限にとどめるのが危機管理であり、防災とは災害予防及び災害応急対策の意味で使われていますが、今後防災対策、危機管理は行政のみならず、企業、私たち一個人がそれぞれの立場で責任を持ち、行動していくことが何より有用であります。

現在、私たちは災害のほかに環境問題、犯罪、経済面で多くの危機に直面しています。そのような危機の中でも、特に災害は人命にかかわる危機であり、1つが発生すれば、次々と他の危機を誘発する可能性が高いものです。このため、災害に対しては最も十分な備えが求められます。このような危機に対し、日本人は他民族との抗争を繰り返してきた西洋諸国に比べ、弱いと言われております。災害は忘れたころにやってくる的な対応で済ませてきた部分もあります。

さて、一個人の危機管理の弱さもさることながら、行政の危機管理はというと、多くの災害

報道など見る限り、その危機管理の意識が希薄、もしくは全くなかったのではと思わせる事例が、災害のたびに報道されています。そもそも行政の特性として継続性、安定性を求めて、法律や手続が重視され、日常業務では文書主義、前例重視、画一性、形式が優先されますので、異常事態発生、すなわち災害などが起こったとき、通常のルールを適用せずに臨機応変に適切な対処をするということは、行政職員には不慣れで、困難な仕事であると言えます。

しかしながら、災害において公務員である行政職員一人ひとりがその任務を自覚し、最大限の努力で万全の対策をとり、被害を少しでも減らしていく公務員としての責務を果たさなければなりません。では、先月3月20日に発生した福岡西方沖地震時の対応などから、市の防災対策や危機管理の現状がどうなのか、次の3点につきお尋ねいたします。

1点目は、3月20日の地震発生時、この日は休日でしたが、情報収集の方法、また市職員の招集体制や陣容など、市の対応についてお尋ねいたします。

第2点目は、学校、地区公民館など、避難所の安全性とその開放についてです。

各地区の公民館、学校の体育館などは避難所として指定がなされていますが、耐震化への整備の遅れなど、課題も多いようです。また、その地域の地理、地形など、地域によって異なり、災害の状況では避難所としての安全を確保できない避難所もあると思われます。そこで、各地区の避難所の実態調査などはなされているのか、また避難所としての開放、開設の基準はどの段階でなされるのかについてお尋ねをいたします。

次、3点目として、災害を想定した市民参加型の防災訓練についてであります。

現在、年1回、筑紫野・太宰府消防署の合同訓練が行われ、市民も参加してはいますが、全市的な防災訓練は行われていないのが現状です。災害時の被害を減らし、また市民の防災意識を高める上でも、全市的な防災訓練の必要性があるのではないかと考えられますが、そのような協議はなされていないのでしょうか、お尋ねいたします。

次は、指定管理者制度の導入についてお尋ねいたします。

地方自治法が改正され、これまで公共的団体などに限定されていた公民館、図書館、体育館などの公共施設の管理運営に、民間営利会社も参入可能となりました。この背景に、国が大幅な財政赤字を解消するため、小さな政府、小さな自治体づくりを進めていく中で、行財政運営の構造改革や規制緩和の観点からも、民間でできることは民間で、いわゆる民間開放の流れにあります。今後、公の施設の管理運営において、直営方式にするにせよ指定管理者制度にするにせよ、公の施設の管理運営が従来に増して柔軟に対応できることになり、この点について自治体の自由裁量が増したことは朗報であると私は解釈しております。

と同時に、公共施設の管理運営において、よりよい市民サービスの提供のあり方、また自治体の支援措置、支援方法のあり方やその対応措置に対する自治体の説明責任、さらに事業評価や行政評価などが厳しく問われることも強く認識すべきであります。

では、ここで太宰府市が今回の指定管理者制度を導入することにより、市民への公共サービスの向上になるのかどうか、また期待できる点は何なのかの2点につきお尋ねをいたします。

以下、再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 市の防災、危機管理につきまして市長の答弁をということですが、まず私の方からご答弁申し上げます。

まず、1点目についてでございますけれども、去る3月20日午前10時53分の地震発生時には休日ではありましたが、幸いにも総務課の課長と係長が他の業務で出勤をしておりました。そういうことから、発生後、震度計の震度4を確認をいたしまして、直ちに災害警戒本部を設置するとともに、本市の地域防災計画の動員配備、応急活動体制にのっとりまして、災害警戒本部要員職員に連絡を取りまして速やかな参集指示を行うとともに、最終的には自主参集した職員も含めまして、72名の職員が出勤をいたしました。そして、直ちに各部長が各班ごとに分掌事務に従いまして、市民からの情報収集あるいは市民からの通報、そして職員の市内巡視によります公共施設あるいは道路、そして上下水道施設などの被害状況の調査を行い、さらには消防署からの通報、そして全行政区長、44人の区長さんに対しまして区内の被害状況の調査の依頼、把握などを連絡いたしております。この間、消防署とも連携を取りまして、市内全域にわたりまして余震などの注意を呼びかける広報活動も、同時に活動いたしております。

次に、13時20分に、第1回目の災害警戒本部会議を開催をいたしまして、様々な被害状況の収集、報告、確認を行うとともに、今後の応急処置や対応について協議を行っております。

また、16時15分に、第2回目の本部会議を開催いたしまして、これらの通報による被害発生現場につきましては、建設復旧班あるいは総務調査班を中心に班編成を行いまして、現場の調査確認を実施しながら、被害の認定を行っております。

その後、一定の落ちつきを取り戻しました17時に、この警戒本部を一部縮小いたしまして、11名の体制で警戒を続けました。そして、明るる日の21日の15時をもって、一時的に解散をいたしております。

次に、2点目についてでございますけれども、今回の地震におきましては地区公民館の被害につきまして、内山公民館の方で一部損壊があったわけですが、他の地区からの報告はあっておりません。しかしながら、老朽化した地区公民館も幾らかありますので、今後地元区長とも連携を図りながら、その実態調査もあわせて点検をしていきたいというふうに考えております。

次に、避難所開設の基準についてでございますけれども、基本的には市が避難勧告を命令すると同時に開設をするようにいたしておりますけれども、市民の方から自主的に避難をしたいという申し出があれば、市の警戒本部の方から各区長に連絡をいたしまして、直ちに公民館等を開設していただいているところでございます。

次に、3点目についてでございますけれども、災害の防止や軽減を図るためには、やはり日ごろの訓練を実施することによりまして、迅速、的確な行動をとることが最重要であるということとは、十分認識はいたしております。

昨年平成16年度に実施いたしました筑紫野市との合同総合防災訓練におきましては、平成15年7月19日、豪雨災害で河川のはんらんによる住宅浸水被害が発生した地域を主体的に訓練会場といたしまして、近辺、近隣にお住まいの数多くの市民の皆さん方にも協力をいただきながら避難訓練などに参加をしていただき、いわゆる広域的な実践訓練という形で実施をしたところであります。

ご提案をいただいております全市的な防災訓練の必要性については十分理解はいたしますけれども、当面は現在筑紫野市とやっております合同訓練をお互いに創意工夫しながら、一人でも多くの市民の参加型の訓練へと継続をしていきたいというふうに思っておりますけれども、やはり市民に最も身近な各地域ごとの自主防災組織におけますところの防災訓練の実施というものが非常に重要だというふうな判断もしてますことから、こうした地域ごとの防災訓練を積極的に、今後、関係の区長さん等も通しながら、実施をしながら、市民の防災意識の高揚に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今のお話を聞きまして、一昨年の災害のときの教訓が生かされているのではないかと聞いておりました。休日にもかかわらず、72名ですかね、職員の招集があったということは、これは臨機応変な対応であったかと思えます。

ただ、災害のときに一番必要なことはですね、情報の収集、伝達、それと共有ですね。これは行政内部においても、また市民との間においてもそれが言われます。それで、さきの西方沖地震を例にとりますと、これは皆さんもいろんな方からも声聞いたんですけども、太宰府市の震度の情報が初回流れなかったんですけども、このことについてNHKですね、あと管区气象台、県への問い合わせが多数あったそうです。私も市民から、どうしてってことを言われまして、一番こういう災害があったときに何、知りたいというのは、やっぱりこれは皆さんの心情でして、そのことに対してなぜそういうふうになったのかということ市が今把握しているかということと、それともう一つは、そのときには市民の側から様々な情報が流れてくると思うんですけども、その情報を一括してとらえる担当ですかね、どのように情報を集められるのか、それを収集してどうしていくかと、そこら辺の情報の取り扱い方はどうなっているでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） まず、震度のいわゆる度数ですか、その表示が非常に遅かったということなんですけども、確かに当時警戒本部を設置いたしておりましたところ、やはり市民の方からのそういういわゆる質問といいましょうか、問い合わせが幾つかありました。早速県の方を通しましてですね、なぜ太宰府の情報が遅いのかというのは、確かに確認をいたしました。最終的にはですね、地震発生時の通報経路というのがございまして、これはもう福岡県内どこでも一緒なんですけども、すべて自動送信でなされております。地震が発生いたしますと、本

市の場合は庁舎の地下1階、売店の横にその震度計を設置しているわけですが、この震度計につきましては平成7年の例の阪神・淡路大震災を受けて、福岡県の方が、当時、県内合わせて109か所、それぞれ市町村、福岡市は区がありますので、合わせて109か所の庁舎に、市の中心部にそういう震度計を設置いたしております。当時は地震が発生いたしまして、まず震度計が作動します。それによって、まず県庁の方に行きまして、それから气象台、そして気象庁、そして気象庁が一斉に情報を公表すると、それからマスコミ、いわゆるテレビとか新聞、ラジオで速報を流すという流れになっているようです。

そういういろんな問い合わせを受けまして、早速私どもも、先ほど言いましたように県の方に問い合わせ、震度計そのものを点検してほしいという要望をいたしました。早速、業者を含めて県の担当者がですね、私どものこの震度計の点検をいたしました、全く異常がないという報告を受けております。

ただ、県が説明しますには、やはり震度が大きいところから先に情報を流すそうで、当時は太宰府は震度4でした。福岡の6強あたりを含めると、やや低いレベルの震度でしたので、かなり情報の発信が遅かったと、表示が遅かったというのが事実だろうと思います。

ただ、この地震が発生いたしまして45秒前後で、県の方に到達するそうです。そういう流れあたりも確認をいたしております、特に今回の場合も余震も含めましてですね、この情報、地震情報の流れというのは精度、きちっとは動いているという確認はいたしております。

それから、発生当時の情報の収集の方法なんですけども、当然この警戒本部を設置いたしますと、情報収発班というのがまず一番に動きます。そして、電話あるいは無線の横に、そういう本部を設置しておりますので、情報収発班の職員が市民からの情報を受けたり、あるいは流したりというふうなことをやります。その職員が、今度は例えば建設復旧班でありますとか、総務調査班とか、いろんな9つの班がございますので、その班の班長にそういう情報をまず流すと。そうすると、その班長がそれぞれの自分の守備範囲、役割分担によって現場に行ったり、他の班との情報連絡をし合うというふうな流れで対応をいたしております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） この太宰府市の震度がなぜ報道されなかったかということについては、私もとても疑問にしておりましたので、管区气象台に確認いたしました。それで、今次長が言われましたように、そういうときには震度の大きいところから、やはり緊急性がありますので報道していくということもありますが、もう一つの問題は回線数にあるとおっしゃってました、自治体のですね、その行政の。ですから、その回線数によって、回線が多いところが先に流れるようなことになっておりますという答えも出ました。

それで、今現在、福岡県には120か所の地震計があるそうです。ですから、ただ今回の地震のようになんかなり広範囲な場所になると、全部を表示する間もなく次の余震が来たりしてなかなか難しい面があるので、管区气象台としてもその面は苦慮しておりますということで、やはり地震の緊急度ということで震度が高いところから報道していくというふうな返答でした。

それとですね、先ほどの情報収集のことでお尋ねしたいんですけども、情報の収集に関してですね、これはその情報が庁舎内で、皆さんで共有されているのでしょうか。それか、そこに集まった情報はだれでも見られるのか、そこら辺についてお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回の場合に警戒本部を設置いたしましたのは、3階の庁議室に仮設置をいたしました。そのときには当然9つの班の班長、それぞれ部長なんですけども、一堂に会してそこで待機をいたしておりますので、情報はすべての班長には伝達が行きます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） わかりました。

それと、先ほど44の行政区長の方に連絡を取りましたということでしたけども、かなりこういう地震でも、いろんな災害の場合には情報を流すということは大変な作業だと思うんですけども、その44の行政区に連絡するのは何人ぐらいでするんだとか、そういうこともちゃんと綿密に決めてあるのか。

それと、公共施設の避難所、公民館においても公民館主事がいるところもあればないところもあり、それで公民館主事といいますが、そこでかぎを持っている人がだれなのかわからない市民もいるのが現実ですね。それで、私が聞いたところでは、小学校の体育館に避難したいんですけども、あいてますかと問い合わせを夜の8時ごろやった市民がいるんですけども、今後また緊急なことがありましたら、あけますというお返事だったそうです。そのときに私思いましたのが、体育館を管理しているのは、実は文化スポーツ振興財団ですかね、から委託されています管理人が各体育館にいると思うんですけども、この管理人に対してですね、こういうふうなときにきちんと情報がいくのかどうか、そのあたりはどのようになっているのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） まず、区長への伝達方法ですけども、44区のそれぞれの区長さんに対する情報の伝達、収集につきましては、まず総務調査班の職員がおります。その職員は、被害の状況によって数は変わりますが、今回の場合は7人ぐらい出勤をしておりますので、それぞれ手分けをして、44区を7人で手分けをして、即伝達をいたしております。

それから、避難所、広域避難所に当たります体育館の問題ですけども、体育館の場合は緊急の場合については市の方でもかぎ、キーを持っておりますので、緊急の場合については職員がそのキー、かぎを持って走るという場合もございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 緊急の場合には市の職員が走るということでしたが、実は体育館の管理に当たってますのは、そうですね、大体おおむね車で5分から、そうですね、10分もかからないと思いますけども、その近くにいる近隣の住民がかぎを預かっているんですよ。ですから、そこら辺を考えたら、市の職員はほかの対応でかなり忙しい中、緊急の場合に果たして対

応できるのかというのは問題があると思いますので、やはり公共施設の管理人に対してもですね、きちんとそういう地震が発生したときの処置、それと緊急の事態があったら開設するというお答えでしたけども、この前の福岡西方沖地震のときに、中央区の九電体育館とか近所の学校の体育館が開放されましたが、何でこんなに多くの方が避難しているのかなと私不思議に思って聞きましたら、実は被害がなかったけども、1人であるのが怖かったと、高齢者の方が多く避難したそうなんですよね。ですから、緊急な事態が発生するからということじゃなくて、高齢者の方は不安だから、一刻も早くみんなが行くところに行きたいってことがありますので、こちら辺の地区公民館、小・中学校の体育館の開設に当たっても、そのように柔軟に対応していただきたいと思います。

それと、全庁的な避難訓練の必要性についてお尋ねしましたが、今のところまだこの件に関しては、まだ現実としてそれほど考えてないということなんですけども、今はですね、太宰府に限らず、日本で行われてる防災訓練というのはドリル型と言われてまして、何か一つ一つ検証して、道具は使えるだとか、そういうことをやっていって、実際の災害には実際役立たないと言われております。災害というのは思いもしないことがありますので、例えば車で使えるはずが車が使えない、そういったこと一つ一つの項目をチェックしていく。ですから、このマニュアルというのも大事になってきまして、そのマニュアルにはですね、例えばトップである市長がいないときはだれが命令を出すのか、車が使えないときは市の職員がどうするのか、そういったこと、あらゆることを一つ一つ項目をつくって、そういうふうなマニュアルをつくっていくことが大切だと思います。そして、そのマニュアルをチェックしていくのが、やはり全庁的な防災訓練だろうと思うんですけども、そのような意味でも、防災訓練は今後ぜひ考えてほしいなと思っております。

その全庁的な防災訓練がなぜ必要かといいますと、市で起こった場合に、その情報がどう流れていくかと、情報の流れ方ですね。そういったことも含めて、ぜひこれは1年置きでもいいんですが、やってほしいと思います。

それと、これは昨日までの質問の中でも一番問題になってたことなんですけども、住民の自治組織、この自治組織というものの重要性というのは阪神・淡路大震災でも指摘されておりました、市もその結成に向けていろいろ苦勞をなさってると思いますけども、今のやり方では、なかなか自治組織ができるのは難しい状況にあると思います。それはなぜかといいますと、市民の側にも問題がありまして、やはり今は他人事ですね、自分に起きないとなかなか、痛い目に遭わないと起きない。市民の側の問題もありますし、市の関与の仕方も問題があると思います。市が、やはりその住民自治組織を大事だと思うのであれば、地区公民館などにやっぱりきちんと市の職員または防災の専門家ですね、そういう方を呼んで、地域自主防災組織のつくり方、そういったものをして、それとか防災教育、そういったことをしていって、やはり市が支援しながらつくっていかないと、市民にしなさい、しなさいと言ってもなかなかできないと思うんですけども。これは昨日の一般質問で山路議員からも言われておりましたけれども、今後

このような方向で自主防災組織をつくるという方向を取り入れられないかどうか、もう一度再度お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この自主防災組織につきましては、昨日もご回答いたしましたとおり、現在5つの地域あるいは3つの地域によって、もうそろそろ立ち上げるというふうな状況でございます。この自主防災組織の重要性というのは、昨日も申し上げましたとおり、私どもも初めてこういう研修会、訓練に参加しましたが、非常に役に立つという判断をいたしております。先ほど片井議員さんが言われましたとおり、全市的な訓練も確かに必要でしょうけども、やはり市民一人ひとりが、その自分が住む地域で実際に参画をするという一つの訓練はですね、やはり地域ごとにした方が、自分が主役になってやるというような部分から非常にいいんではないかという判断をいたしておりますので、今後も区長さんを通して、今回も6月に再度また区長会議がございますので、改めて早目にこういう組織の立ち上げ、あるいは訓練をしていただきたいということは、引き続き積極的に指導をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） ぜひよろしくお願ひいたします。

それと、これは自主防災組織とも関連あるんですけども、これから梅雨の時期に入るわけなんですけど、やはり太宰府市の現状がどうなのかということですね、市と住民が本当、把握する必要があります。ですから、行政区ごとの現状を知る、それは市民協働ですね、協働で危険箇所を自分たちで探し、ここはどうってことを知っていく。それと、どんなふうにも逃げる、そういうふうにも実地、地域地域に応じた情報を共有していくような手だても必要じゃないかと思ひます。

それと、私いつもこの防災のときに思ひるのは、防災というのは市役所のある一部の担当だけではできないものではないと思ひます。市の職員、これ全部の人の防災への意識というのが、まず前提ではないかと思ひますけども、ただこの前の地震のとき、私自身もじっと地震があったとき怖くて動けなくて何もできなくて、しばらくしてから火の始末を見に行つたぐらいで、日ごろ私たちはそういう訓練というか、意識が薄くて、なかなか動けなかったというのが実情なんですよね。ですから、そのためにもですね、市の職員の研修、これもただ画一的な研修じゃなくて、民間が行つてる危機管理のあり方とか、そういう研修があるんですけども、そういうことによつて市の職員全部がですね、防災というのは自分たちの公務員としての役割なんだということをお覚するような研修のあり方というのを考えてほしいと思ひますけども、その点について今後何か計画、おありでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この職員、全職員にそういう防災意識の訓練あるいは研修ということなんですけども、当然これは市民の方にですね、そういう防災意識を持ってもらふということ

をするためには、まずもって職員全員がそういう意識をきちっと持っておくというのが大事なことでございますので、今後も定期的に、機会あるごとにこういう研修は続けていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） よろしくお願ひいたします。

それと、これも昨日から何度も言われておりますけども、福岡でも起こるはずがないというか、そういう地震が発生して、やはり皆さん今耐震化とか免震化ということにすごく関心を持っているわけですが、やはり建物が壊れないということが被害が少なくなる一番の条件だといっております。ですから、自治体によっては耐震化について補助を出すところもあります。これは医療費とも関連もあるんですけども、医療費もですね、予防をすることによって莫大な医療費が増えていくことを防げます。やはり耐震化に対する住宅をつくることは、最終的には市の防災予算というのを減らしていく方向にありますので、これから太宰府市でもいつ地震が起こるか、あっても不思議じゃないということで、やはり耐震化への補助的なものも、財政厳しいと思っておりますけども進めていただければと思っております。この点についてもう一度、済みません。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 各市民の家屋といいましょうか、住居についての耐震に対する補助という問題なんですけど、この件につきましては、もうご承知のとおり太宰府市単独でそれぞれの住居に補助というのは、かなり難しい問題がございます。ただ、今国の方でもですね、こういう将来的な防災対応策として木造住宅、あるいは住居に対してマンションに対しての補助というふうな検討は始められているという情報は入っております。また、県の方でもそういう、全額とはいきませんが何らかのお手伝いというふうな動きもあるようですので、そうした国あるいは県の動きを見ながらですね、今後市としてのできる範囲の対応というのは検討していく必要があるというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。

防災のためには、やはり本当に、何度も言われますけども市民との協働ということは欠かせないことでありますし、また市役所内ですね、情報の共有、これは防災に限らずすべてにあると思うんですけども、皆さんが防災を共有できるような環境づくりですね、そういうことをやっていただいて、災害を全くなくすることはできませんけども、災害のときの被害を減らすような方向性にぜひ努力してほしいと思います。

これで 1 点目の質問は終わります。

議長（村山弘行議員） ここで 14 時 25 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 11 分

~~~~~

再開 午後2時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 指定管理者制度につきましては地方自治法の改正がありまして、現在公の施設については、公共的な団体に管理運営が限定されています。つまり、私どもですと財団という形になります。これが改正によりまして、民間会社あるいはいろんな団体の参入ができるようになりました。そういうことによりまして、この制度をやりますと、それによって市民サービスを向上させるというのが1つ、それから2つ目には行政コストの縮減を図ろうということで、相反するようなことでございますけども、少ない経費で市民サービスを向上させて運営をやっていこうというふうな形になります。これを平成18年4月1日から移行しようというふうに考えております。

例えば、どういうふうなメリットがあるのかといいますと、施設の開放時間を今やっているよりも、より多くやろうとかですね、休日も定めておりますけども、もし提案があれば少なくともしょうとか、あるいは受付業務あるいはいろんなシステム、我々が持っていないノウハウを持っている会社がございます。例えば、1つの施設で10も20も多くの施設を持つてる会社もございますので、そういうノウハウをこの中に投入するということになると思います。

今財団もですね、それなりの努力を非常にしてありまして、もしこれを指定管理者制度をしないっていうことになればどうするかといいますと、すべて直営にしなければなりません。そういうことから、直営にするか指定管理者制度の方に持っていかといいますと、やはり今財団は私たちが設立して育ててありまして、それなりに効果がございます。そういうことから、この財団の方にも指定管理者制度として参入をしていただくという形をお願いをしようと思っております。そういうことによって、民間会社と財団と競争という形になります。市民サービスの向上あるいは経費の節減をより多くできるかと、そういうことから、いつも緊張関係っていうんですかね、そういうふうなことができますので、市民サービスの向上になるし、経費も削減されると。そういうことを思って、今回導入しようという考えでございます。

具体的にはですね、公募等をしまして、どんなふうなサービスをするのか、あるいはどんなふうな経費で、どのくらいの経費でできるのかということを経体的に、お金だけじゃなくてサービスも含めた中での競争を見るというような制度を、そういうふうな入札制度ですかね、を導入して、今2つの市民サービス向上、それから経費削減を目指す、そういう視点から選定していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 公共施設というのはですね、まず市民が利用しやすいかということが大前提であります。しかしながら、これは太宰府に限った問題ではありませんが、これまでの公共施設というのはですね、管理する側、管理者側の管理しやすいような体制になっておりまして、利用者側にとって必ずしも利用しやすいかといったら、そういうことではなかったと思

ます、窓口の対応とか時間とかですね、そういうことも含めまして。それで、太宰府市では多くの公共施設が、文化スポーツ振興財団の方に今運営を委託しているわけですが、自治体が出資しました財団法人というのはですね、もともとは自治体の職員の定数を減らす目的でつくられたというところもあります。それで、例えば演劇ホールとか体育スポーツセンターとか、そういったところにはですね、専門知識や情報を持たない多くの出向役員で構成されて、役所よりも役所的な、またミニ役所と化してすごく融通がきかないような対応をしているところがあるようです。

例えばですね、これはいきいき情報センターで私がいろんな市民の中から声を聞くんですけども、例えばホールの方でミニミニコンサートをやってる最中に、もちろんこれ利用者側の不手際もあったんですけども、その最中に前にある机を引き揚げて、わざわざ倉庫に持っていく作業を演奏会の途中にやったりですね、それとか部屋のかぎを借りて、駐車場から荷物を運ぶのに、一々かぎを返して駐車場から荷物を運んでくださいというふうな、本当に利用者側の立場になっていない運営をしていることがありまして、まだまだいろんな声を私は聞いております。こういうふうなですね、状況があった中で管理運営が、今のところその財団の方に委託ですかね、管理者として指定されるようになっておりますけども、果たして市民へのサービスが向上するかというと、私は疑問がかなり多いんじゃないかと思えます。

それで、これまでの公共施設の問題点として、出向職員と財団職員の意思の疎通とかですね、それと出向職員というのは土曜、日曜は休んでおります。しかし、財団の職員は、土曜、日曜というのは市民が利用する確率が高いので休むことはありません。また、こういった問題を含みながら、本当に果たしてうまくいくのかなということが懸念なんですけども、こういったことに対して今どのような対応をなされるのか、その点についてもお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 財団の方のやり方について、ちょっとご不満のお言葉をいただきましたけども、まさしく民間会社ですと、民間会社が生き残るには市民からのニーズがなければならない。利用してもらわないとその会社が成り立たないということは、いつもやはり市民に、利用者に対して目を向けてるとというのが、やはり我々公務員と違ったところではないかなと思っています。そういうノウハウを利用して私どもの施設をお預けして管理運営をしていただくという形であれば、市民サービスの向上は、それだけでもかなりレベルアップするんじゃないかと思えます。今ご指摘のあったようなこういう等々についても、恐らく民間会社ですと考えられない状態であろうと思えます。財団も、そういうことを見ながらですね、今後は今でもやはり一生懸命に市民サービスの最大のサービスをやっていると思いますが、これをするによってさらに民間のやり方を学んでいくのではないかと、そういう期待もございまして、お互いに切磋琢磨しながら、よりよい管理運営のやり方を考慮していくのではないかと考えています。そういうふうな期待を込めて、全部じゃありませんけども一部は競争的な公募をしよう、そし

てもし民間の方が運営することになれば、その民間のやり方を今度は財団の方が吸収をして、さらにほかのいろんな管理運営を任せますので、それに活かしていくと、そういうことでお互いに公共施設の管理運営がスムーズにいくのではないかとというふうに期待をして、この導入を図るつもりでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 私、財団の悪口を言ったわけではなくて、市民から聞きました現状を伝えただけであります。

それで、財団の職員がすべて悪いということじゃなくて、たった一人の対応でそのような、これは不満になりますので、やはりこれは財団に限らず、市役所のどの窓口でもその一人ひとりの対応というのは市を代表してるという意識を持たないと、これはいけないのじゃないかと思えます。

それと、やはり今太宰府市にとっても、また多くの自治体にとっても、一番の大きな課題というのは財政難ですね。この財政の赤字をどう解消していくかということになった場合に、やはり民間の力を借りようということになると思うんですけども、その際ですね、民間であれば、同じ経費でありながらサービスはきちんと維持しつつ、それでなおかつほかのサービス、事業をやるとか、かなりいろんな工夫ができると思うんですけども。それと、やはり前提として、住民サービスとはいえますけども、その住民サービスに係る税金にやっぱり限りがあります。それで、これで太宰府もこれから自主財源が増えるというような効果ですかね、期待がなかなか少なく、やはり経費を削減していくってことになると思うんですけども、それと経費を削減するのと市民サービス向上というのを、さっき総務部長がおっしゃいましたように、相反する本当に難しい局面がありますけども、それもなおかつやらずにちゃいけないほど、自治体はそこまで危機に追い込まれてるということでもあります。

それで、私はこの指定管理者制度ですね、この制度の導入はとてもありがたいことだと思っております。なぜかといいますと、これまでですね、やはりコストの面でかなり意識が薄かった、やっぱり公共的なものが、コストもきちんと費用対効果ですね、それも考えながら、なお住民サービスを向上させていくという、このことをやはり民間なり、そういう外郭団体がやっていけないことには運営は成り立たないわけですから、私はこれはこの制度の導入をきっかけに、太宰府の公共サービスのあり方を考えていってほしいと思います。

それで、これから公募をする施設が市民プールですかね、それと体育センターとなっておりますけど、ほかの施設は文化スポーツ振興財団の管理になりますが、今の現状のサービスがどうなのかとか、市民がそこに何を望むかとかという、そういう市民の声を聞く場とか、そういう選定の作業の中で、市民を入れるというような計画はありますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この施設を設置しますのは太宰府市でございます。そして、管理運営をしていただいているのが、今財団でございます。いつもやはり窓口では、利用者の声は十分聞

いてるはずでございます。それが太宰府市の方にもきちんと声が届いている。毎日毎日が、やはり市民の声を聞くというようなことが大切ではないかというふうに思っています。そういう声を聞きながら、仕様書というのをつくってまいります。どんなふうな形で利用時間、利用の内容あるいは業務の内容等をこんなふうにした運営をしてほしいと、そしてそれプラスのまだ市民のサービスの向上はないかということを探めながら、プロポーザル方式というんですけども、提案型の入札制度を行っていくわけですが、そういうことでやっていきたいと。そのほかにですね、本当ですと、時折利用者のアンケート調査もとればいいんでしょうけども、現在そこまでしておりませんので、日々の声を聞いた中で仕様書づくりを行っていくと思えます。

また、この辺が、また先ほど言いましたように、民間会社ですと日々の声を聞くというのは、もう本当に民間会社が一番得意でございますので、もし民間会社がこれを管理運営することになれば、その辺のノウハウをですね、私たちにいただけるんじゃないかなと思っておりますし、そういうことがあるように期待をいたしたいところでございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） この指定管理者制度に関連する条例が今議会でも提案されておりますけども、その中で月曜日休館というところがありまして、体育センターですかね、ここが月曜日が休みになります。これはですね、指定管理者制度に移行するとかそういうこと云々の前に、市の財政が厳しいから休館日を増やして経費を減らそうということが大きな目的であると思えます。しかしながら、休館日を増やしていくというのは、これは市民にとってやはり利用しづらいわけでありまして、休館日を増やすのではなくて、休館日を減らしていかにも市民が利用しやすく、そして多くの市民を集めるか、そういう創意工夫が先だと思っておりますけども、それをやはり休館日を増やすというのは、これはすごく考え方としては、市民にとっては本当に納得できないところがあるんですけども、その点についてお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まさしく、片井議員さんが言われるように財政の危機でございます、施設の管理運営費が数億円という金がかかっております。そのためには、そのお金だけでなくメンテナンスの期間も必要ですし、あるいはここに雇用されている職員の休暇の確保、そういうことも考え、あるいはそういうふうなコストの削減というような形を入れた中で、週に1度の休館をしようということで考えてます。いよいよお金がなければ、財政当局の内輪だけの話ですけども、どこかの施設を閉めなければいけないよねというようなですね、そういうふうな声も、話も時たまあってるわけでございますけども、そういう立場から今回やっております。

本来は、これは指定管理者制度とは全く別な話です。私、今考えてるのは、プロポーザル方式で週1回休んで経費がかなり浮くというような試算もしてありますが、そのプロポーザル方式の中で自分とは、まあ月に1週ぐらい休んだら管理運営ができるよというようなもし提案があったとすれば、それは市民サービスの向上になりますので、それについては取り入れてい

きたいなというふうを考えてます。この指定管理者制度になりますと、議会の皆さんにどここの施設はどここの財団あるいは会社あるいは団体に管理運営を任せますよという議決をもらいます。そのときにもしかして週1回の休みを月に1遍でもいいですよという提案があって採用したとすれば、今条例を改正してますけども、その条例の改正の見直しも考えなければいけないのかなと、そこまで私ども柔軟には考えているところでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） わかりました。この指定管理者制度というのは、本当に太宰府の公共サービスのあり方を考える意味でも、一つのいいきっかけになると思います。現状がどうか、市民にとってどうなのかとしっかりと精査していただいて、指定管理者制度に移るのがですね、ただ経費の削減、そこに働く人の人件費の圧縮だけに終わらせるようなことがないよう、きちんと対応してやっていただきたいと思います。

以上をもちまして今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております危機管理について質問をさせていただきます。

市長も本会議冒頭で述べられましたが、本年の3月20日に発生した福岡西方沖地震、それに伴います4月20日の最大余震で玄界島をはじめ福岡市西区、中央区などで大きな被害をもたらしました。この席をおかりしまして、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

福岡は大きな地震は経験がなく、ないものと多くの人は信じていました。しかし、地震列島日本に例外の地域はないことを改めて実感をしたところでございます。本市も北谷、内山地域を中心に被害を受けたわけですが、地域防災計画の地震対策について見直しを行うとの市長の表明がありました。いつまでに改定が行われるのか、その時期についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、4月25日にはJR福知山線の鉄道事故でたくさんの死者、重傷者が発生いたしました。被害に遭われた方やとうとい人命を失われた方々に心よりお見舞いとお冥福をお祈り申し上げます。この事故の影響を受けて不届き者があらわれ、何を血迷ったか、本市の朱雀において5月21日、西鉄大牟田線の線路上に自転車を置くという事件が起こりました。電車は自転車をはねたものの、大きな事故にはなりませんでした。が、一歩間違えれば大惨事になることでした。翌日犯人が逮捕されましたが、その動機について、尼崎の列車事故を見て自分も迷惑をかけてやろうと思ったと供述をいたしております。この事件を知って、学校に侵入してたくさんの死傷者を出した池田小学校の惨劇を思い出しました。次々と起こる自然災害や事件、事故を考えると、本当にいつ、何が起きてもおかしくありません。

本市の地域防災計画は、風水害、地震などの自然災害のみに対応いたしております。自治体

によっては地震、風水害などの自然災害への対応が中心だった従来の防災計画を見直し、鉄道事故、テロ、通り魔殺人、経済混乱、個人情報漏えい等幅広く想定した総合的な危機管理体制の整備に取り組んでいる自治体も増えてきております。市民の生命、身体、財産を守るという本市の責務はますます重くなっています。危機管理計画等を策定し、危機管理体制を全庁的に再構築する必要があると考えますが、市長の所見を求めます。

あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 危機管理についてということで市長答弁ということですが、まず私の方からご答弁を申し上げます。

まず、1点目の見直しについての時期でございますけれども、現在の地域防災計画につきましては、阪神・淡路大震災を教訓といたしまして、従来の防災計画を風水害対策と地震対策に分けて、それぞれの対応を明確にしたものであります。しかしながら、今回の地震では初めての経験とはいえ、予告なしに発生する地震の怖さを身をもって実感いたしました。こうした状況におきまして、一部では今回特に電話のふくそうによる連絡に苦慮した状況もありました。そうしたことから職員の参集状況や迅速な被害状況の把握など、反省するところも幾つかありましたので、現在、今回のこの地震を教訓といたしまして、現在のこの防災計画の一部見直しを行っております。詳細な内容も含めました、いわゆる総体的なものにつきましては、平成18年度の早いうちに改定版として策定をしていきたいというふうに思っております。

次に、危機管理計画等の策定と危機管理体制の全庁的な構築についてという提言でございますけれども、ご指摘のように、自然災害に加えまして事件や事故が多発する状況につきましては、国民の危機感を増幅すると同時に、行政をはじめ関係機関等に対する問題解決への期待が大きく、その責務の重大さを痛感はいたしております。今後こうした自然災害や人的災害などに対する総合的な危機管理体制等につきましては、先進地の事例もございますので、そうしたところの調査研究をいたしますとともに、県や警察署などとの関係機関とも十分協議をしながら、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりの方策を今後とも検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 危機管理計画について検討するというご答弁でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

昨日から今日にかけて、特に防災関係に関しまして、福岡では地震の空白地帯ということで、今も次長が答弁しましたが、予告なしに私たちの地震が今回あったわけですね。それで、いろいろ様々な教訓を得たわけでございます。私、市長にお尋ねしたいんですが、まず、本当に予告なしに来たこの地震、いろんな面で事件、事故も多発しております。市長、今回のこの地震を受けてですね、市長自身が最大に思われた教訓というんですかね、太宰府市民にど

うこれからそういうものに対して防御をしていくかというようなことをお考えになられたんだらうと思いますが、市長が最大に今回のこの福岡沖地震でですね、感じられた教訓というんですかね、は何なのかなあということを、まず、そこからいろいろスタートが、太宰府市民を守るスタートが出てくるんじゃないかと私は思ってるんです。私の最大の教訓は、本当に危機管理と言わせていただくと、本当にいつ、何が起こるかわからないということがですね、本当に私は実感として感じられたわけですが、市長は今回の福岡沖地震をですね、どのように、太宰府市民を守るという立場でですね、教訓を、反省というか反省じゃないでしょうけども、やはり守っていかなくちゃいけないということをお感じになられたのかですね、まずこの辺のところをお答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 風水害あるいは地震対策いわゆる防災対策でございますが、これに関しましては、太宰府市の地域防災計画でいろいろ今日までの積み上げに対する対策をしたわけですが、今回の地震の反省といたしましても、まだまだ初期あるいは対策あるいは準備等備えなくちゃならない。これは全市的な対策でございます。

個人的体験を申し上げますと、まず市民の皆さんが地震への予備知識が非常に知りつつも、非常に対応の方法は知らなかったということで、ぐらっと来たとき何をしたかということでございます。やはり、ぐらっと来たときに自分の体は自分で守るんだと、そのための個人の準備というものは必要だなということを痛感しました。実際問題ぐらっとして、まあ本当に戸をあけ、あるいはガラス戸をあけながら庭へ出る道とか、そういうことよりもまず棚から落ちたものを一生懸命整理するとか、そういう対応が実感でございます。そういう意味で、今回も地域の防災体制、それから家庭の防災態勢、そして個人の自分の身を守る態勢、準備、そういうものの啓発啓蒙が必要だということで、いろいろ議員の皆さんから今回の災害に対するご指摘がございましたように、市民の皆さんに一人ひとり災害に備える危機管理に対するマニュアルというか、啓発の冊子等を示しながら、準備して、また心構えを持ってもらう、この啓発が必要じゃないかということを痛感いたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 昨日、防災マニュアルをですね、全戸配布の検討をするというようなご答弁がございましたので、市長のような、今のような感じ方があったから、こういう形で市民に再啓発という形で出されたのかなと、今答弁を聞いておりました。

マニュアルということでございまして、いろんな冊子があったとしても、結果的にはそれは自分のものにしないといけないわけでございます。私、今回この問題で質問をしようということですね、本市にあります地域防災計画書、これをいただきに行ったわけですが、前の防災計画書はいただいたんですね、議員でしたのもらったんです。今回はこの新しいのはもらってないんですよ。そして、いただきに行きましたら、いやもうないということで、お話を聞

きしますと、1課に1冊しかないというなお話でございました。これは恐らく財政上の問題かどうか分かりませんが、1課に1冊ということでは問題があるのじゃないかと。何かというと、これは地域防災計画書というものは、市民を守るすべての、いうなら羅針盤ですね、よりどころですよ、職員の。そのよりどころとなるものいざというものがですね、棚の中に1冊あるだけでね、本当に役に立つのかどうかということが一番最初に私感じたわけです。どんなに立派な防災計画書をつくったとしても、それを自分のものにしないと何にもならないわけですよ。机上の空論で終わってしまう。今回は平成15年の災害があったからですね、非常に初動体制はうまいぐあいにいったという、一部不備があったというお話もありましたが。これはもう少し、この450冊ぐらいありますのでこれを全員に、私もこれ読みましたけど、読みこなせません、とてもやないけど。そういうことですね、少なくとも職員1冊ずついくぐらいですね、携帯版というか、マニュアルというか概要版ですね、を策定されてですね、そして職員が自分がいざというときに何をするか、そういったことをですね、私は再発行する必要があるんじゃないかと、来年改定をするということでございましたので、その辺のお考えはですね、今回の、うまいぐあいにいったからよかったようなものですけども。

実は35自治体のですね、防災担当者の反省文がずうっとあるわけです。この反省文を見ますとですね、やはりほとんど読まれてないというのが多いですね。初動体制の遅れ、これが1番、このアンケートの中出てます。そら読めないでしょ、これだけたくさんあるし。春日も新聞に載ってましたが、春日もうちと同じような形でやっぱり、あそこは震度5弱ですか、だから全員職員が登庁しなくちゃいけなかったんですが、ほとんど読まれてなかったというようなことが、これ新聞等であります。うちの職員はそんなことはないと思いますけども、全員熟読されてると思いますが、やはり実体的に見ますと厳しいんじゃないかということで、私は概要版なり、そして職員がいざというときにかけるですね、よりどころとなるものをですね、きちっと各1冊配布するぐらいの考えがあつていいんじゃないかと思いますが、その辺はどうですか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回初めて地震を体験したわけですけども、先ほど申しましたとおり、地震が発生いたしまして職員が参集したのが72名でした。これはほとんど総務課いわゆる本部の職員が電話連絡等で指示したのはもうわずかの職員です。震度4という、いわゆる太宰府市の震度計が示しますようにテレビ、ラジオ等でも報道されましたので、職員が自主的に参集をいたしております。と申しますのは、一昨年、平成15年の例の7月の豪雨災害のときに、この防災計画の初動体制の見直しを図りました。そのときに、確かにこの防災計画に地震の部分がございました。地震の場合については、震度計が4を観測したら職員は自主的に参集という項目がございました。たまたま職員、特に幹部を中心にこの防災計画の見直しを図ってまいりましたときに、その地震の参集基準というのを見てましたので、そういう一つの成果もあつたのではないかなという、いわゆる意識がですね、地震に対する意識があつたのではないかと

いうふうに思います。

職員に確かにこの分厚い防災計画を1冊あるいは市民の関係者にも差し上げるのが一番いいんですけども、やはりそれはいろんな諸般の事情によりまして、たまたま今現在のこの防災計画は平成12年の3月に作成をしたものでございます。既に5年を経過いたしましたので、本来ですと昨年見直しを図って、平成17年の3月に改訂版を発行する予定でしたけども、これもちょっと事情によりまして1年ほど遅れてるわけですけども、早急にこの見直しを図りますし、またご提案いただきます、いわゆる小冊子、ダイジェスト版につきましてもですね、できるだけ多くつくって、市民の方にも周知をしていきたいというふうな考えを持っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 初動体制の話の中でですね、私もテレビを見て、一番最初に感じたのは体で感じたわけですが、そして震度計を見て震度計というのか、こちらの方におられて太宰府市の震度計が4という形で出るわけですが。先ほど片井議員さんの方からも話がありましたが、太宰府のテレビの流れがなかったということですね。設置基準の中にですね、災害警戒本部の立ち上げは市内に震度4の地震が発生したときということで、これに基づいてやられてるわけですが、その前にですね、この地域防災計画の第1項の設置基準の中に、市は太宰府市及びその周辺地域で地震が発生した場合、震度階級や状況に応じて以下に示すとおり災害警戒本部、市対策本部を設置すると書いてあるわけですね。ここで私最初この段階を見たときにね、太宰府市及びその周辺地域で地震が発生した場合と、テレビには出てこない、震度計が、そしたらいろいろ出てきてるけど、春日あたりは震度5だとかあるわけですが、この周辺地域で、地域防災計画で書いてあるこの周辺地域というのは、太宰府市及びその周辺地域というたら何を指すのかなと。太宰府の震度計というたら庁舎の中に1か所しかないですね。及びその周辺地域とあるわけでしょ。そしたら、これは筑紫野市とか大野城市とか宇美町を指すのかと、大野城市は震度5弱。そうすると、その周辺地域が大野城市を指すのであれば、災害対策本部を立ち上げる全員が来なくちゃいけないという話になるわけですね。その辺が、この周辺地域という、私非常にわからないもんですから、この辺は。で、下を読むと市内にと書いてあるわけです。てっきりどっちがどうなのかなというような感じもするわけですが、その辺はどうなんですかね、これ、整合性を図っていく必要があると思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 確かに現在のこの防災計画の設置基準の表現にそうした市及びその周辺地域で地震が発生した場合という表現があります。清水議員さん言われますように、本市の場合の地震計というのは、この庁舎の地下に1か所だけしかございません。近隣と申しますのは、当然大野城市に近い大佐野地区もありますし、筑紫野市に近い高雄周辺もございます、それからあるいは宇美町の方の北谷地区、いろんな範囲が広がるございますので、単にこの庁舎だけで震度4で判断するのかということもございまして、先ほど言われましたように周辺、例えば筑紫野市で震度4あるいは大野城市で5が発生すれば当然市の職員判断として自主的にま

ずは参集をすると、そして震度4という一つの震度計が表示してあれば、直ちに警戒本部をつくって、その周辺の、市の状況等を把握するという動きをつくるという判断の一つになるのかと思います。

しかしながら、こういうふうな、いわゆるわかりづらいといいたいまいしょうか、ぱっと見たときにあいまいな表現等もございますので、それも含めた中での見直しという部分で今後検討していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ちょっと大事な発言なんですよ。実は、大佐野あたりとかというのは大野城市と近い地域ですね、春日は5強、大野城市が5弱、4と5というのは全然違うわけですね。警戒本部と対策本部の違いがあるわけです。これ震度はですね、4とか5とか数字を言いますが、気象庁の分け方でいきますとね、4と5というのはもう大変な違いなんですね、これ。単なる通信簿の成績じゃないんですけど、数字の4と5の違いじゃないんですね。5も幅が広いということで5弱と5強、6も弱と強という形です。そういうことで恐らく国は災害対策基本法ですね、5はそういう形で全職員が登庁しなさいというような話になると思います。だから、特に今回の場合は、3月20日の場合は速報がなかったわけですね。そうすると、大野城市とか春日市が出たのかどうかわかりませんが、さっきの話でいくと強いところから出ると。そうすると、これからいくと職員は全員、今の答弁でいくと職員は全員登庁しなくちゃいけなかったのかなあというような、周辺地域という話から、それ以上範囲を広げるとね。その辺のところはね、やっぱり見直しをするということでございますので、見直ししていただきたい。

ただ、見直しをする場合にですね、私はやっぱり今次長が言われた太宰府市及びその周辺地域で、多いところにやっぱり焦点を合わせるべきだと思うんです、真ん中ですから、太宰府は。宇美町もあるでしょうし、北谷とか内山は宇美断層が走ってるんじゃないかとかというようなこともあるわけですが、そういう意味で言うと、私は周辺地域で、その周辺地域の場合はどこまでをするかということは、来年で決めていかなきゃいけないと思いますが、この辺をまずはっきりしていただきたい。先ほどの答弁ありましたので、もうこれは再答弁は結構でございますので、お願いをしておきたいと思います。

それと、震度計の話ですね、先ほど片井議員から出ました。なぜテレビに出なかったかというお話ありまして、るる説明を聞いたわけですね。そして、たしか全員協議会のときでも安部陽議員が震度計のテレビの話がされました。先ほど次長が説明したようなことを市民に説明をして、理解を求めたというようなお話がございましたね。これは、震度計というのは、極めてテレビの情報というのは大事なんですね。だから、こういう傾向でもう自然的にこちらへ人為的なあれがなかったんですよと、そういう形で地震の震度の強いとか言ってますよというような説明ですが、防災科学技術研究所の所長さんのお言葉ですけどね、地震大国である我が国の住民や自治体にとって震度計の情報は、防災対策のかなめだと書いてあるんです、かなめだ

と。この情報の有無が住民の生死を分けることもある。さらにですね、我が国では大きな地震が発生すると、周辺地域の震度情報が数分間にテレビやラジオで放送されると、多くの国民はこの情報で地震の強さと範囲を知り、とるべき行動を判断する。当然防災の担当者あるいは救助活動を行う専門家にとっても、この初動段階のそのテレビが一番早いわけですね。体で一番感じるのが早いわけですけど。そういう意味においてですね、単なる経路がどうだとかこうだとかという問題で済まされる問題じゃないんじゃないかと思う。同じようなことが起きたときに、また太宰府も流れないじゃ困るわけですね。私は、何と言われたと思います。もう市民は、市民やないけど、情報の変なところで流れたんですよ、太宰府は震度計が置いてないと言われました。確信持って言わっしゃったわけですよ。ええ何をもってそういうように言われるのですかと。いや、太宰府は震度計がありませんと言わっしゃるわけですよ。確認して、目の前で電話してですね、ありますよということで、そういう誤解があるわけですね。これは、やっぱり考えなくちゃいけない。震度計の情報がテレビで流れないということであれば、流れるように私は工夫をするのがね、私は危機管理だと思うんですよ。この人は、かなめとおっしゃってます、やっぱり考えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この震度ですね、表示につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたけども、県、そして気象台、そしてNHK、この関係機関に問い合わせをいたしております。一部、先ほど答弁したんですけども、この速報、情報というのが福岡県の場合に限っては、第1報、第2報、第3報と、いわゆるグループがあるということなんです。そのグループといいますのは、いわゆる震度が大きいところがまず第1報というふうになるそうです。それで、今回太宰府の場合が震度4でしたので、いわゆる第3報、一番最後に表示がなされたということをお聞きしました。これにはまず、既にテレビ等でご承知だろうと思いますけども、特にテレビで出す速報につきましては第1報としては、例えば福岡地方震度6とかというふうに、まず地方で表示すると思います。それから、順を追って1分後、2分後、集約した中でのそれぞれの市町村の名前を出しながら順を追って表示をしてるというふうに思います。

そういうことで、特に今回の場合は太宰府の震度が4だったと、ほかの福岡市とか周辺に比べて震度が低かった関係で、最後の方に表示をされたということになります。確かに議員さん言われますように、いかにして早く表示をするかというのを工夫すべきだということは、私どもも理解できます。今後ともそういう関係機関とも調整を図りながらですね、いち早く情報の表示というのを求めていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） もう一つですね、震度計の件ですね、この科学技術の研究所の所長さんがおっしゃってるんですね。悪い例をおっしゃってるんですね。もともと阪神・淡路大震災があったということで、地震震度計があちこちについてなかったわけですよ、国が補助金を出して空白地帯がないようにということで市町村につけるようになったんですが、その結果

どうなったかということですね。その結果、本来は地盤特性を考慮し、地域の震度を代表するような場所を選ぶべきなのに、揺れが小さくなる鉄筋コンクリートの庁舎内に設置された例があるわけです。一番悪い例として書かれとるわけです、うちは一番悪い例。そういう意味においてですね、ちょうど10年で何か更新という、平成7年に設置したということで更新時期が迎えられると思いますので、もう少しですね、やっぱり地震の地盤の特性を考えたところをやってほしい。

で、これは私新聞でしか見てないんですが、地震の構造についてですね、警固断層のことに詳しく調査をすると、これは地震の専門家ですが、8月に福岡県太宰府市周辺で詳細な調査をすることにしてるといふ警固断層の新聞記事が載ってた。これはご存じですか。そういうような話は、聞かれてません。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 警固断層の調査につきましては、市の方には直接いついつ、どこをするんだという報告はあっておりません。私どももこうした新聞情報等ですね、あ、今回警固断層について調査をしてもらえるんだなということで、結果がわかり次第私どもも県を通してその報告は受けたいというふうには思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 震度計のことはよろしく願いしときます。

次に耐震性の問題についてですね、ずっと質問がっております。そして、ちょっとお聞きしながら、わからないところが幾つかありますので、ちょっと質問したいんですが。

平成13年度に太宰府中学校と水城小学校と太宰府小学校の校舎のみの耐震診断をされたと、実施したと。そして、平成15年に耐震工事をしたということでございますね。特に水城小学校なんですが、体育館で耐震工事をしたということで、終わってるわけですけども、耐震基準ということのをさっきからずっと言われておるわけですね。耐震診断をやって耐震基準をクリアしたかどうかという問題があるわけですが、この耐震基準、要するに震度5とか6とか4だとか、いろいろあるわけですが。ここで言う震度の幾つを想定した形で言われているのか。この耐震基準というのはね、もう一つよくわからないんですが、どの辺の地震まで大丈夫なのかということなんですけども、その辺はあれですかね、耐震基準という問題ですね、全庁的な話になると思うんですが。私も聞きよってですね、震度4まで対応できるのかなあ、5まで対応できるのかなあと思うんですが、この辺は、耐震診断というのは大体何をもとに、建築基準法に基づいてやられてるといふ話ですけども、その辺はどうなんですかね。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この耐震基準と申しますのが非常に専門的になりまして、私どももまだ十分理解はいたしておりません。ただ、気象庁の方に一つのいわゆる地震の揺れに対する被害の想定という記入がございます。先ほど言われましたように、震度5弱であれば家具の移動や食器やガラスが割れるよと、あるいは6になれば大きなビルのガラスとかが飛び散るといふ

ふうな一つの基準がございまして、それを含めた中で一定の基準が設定してあるんだろうというふうに想定はいたします。例えば、その学校の体育館の壁の量あるいは柱の量によって概算される建物の強度により算出をするというふうな基準がある程度はあるようですが、これが果たして我々素人が見てどういうふうな部分での耐震なのかというのが非常にまだ理解をしておりません。今後こういう耐震の調査をする中で、専門者の方にもお尋ねしながら、その知識を得ていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 水城小学校は平成13年に耐震診断を実施したと、それを受けて補強工事をしたと、平成15年に。今回のこの補強工事をしたにもかかわらず体育館の天井が崩落したと、こういう図式になるわけですね。これはその補強が、震度4ということですね、太宰府市としては。その補強工事がまずかったのか、平成15年度の補強工事で耐震診断をクリアしたけども、それ以上に大きい地震が来たのか。これは今ちょっと話聞きましたらね、ジュニアバレーボールがバレーボールをちょうどしてたと、そしてたまたま休憩で落下する場所にいなかったと、まともにぽんと落ちてきたという話なんですけど、それが真実かどうかということもあるわけですが、そうすると、これ大きな問題になるわけですね。もし何かがあったらこんな問題じゃないわけですね。これは大変な問題で、けが人でもおってれば大変な議会になってたと思うんですが、幸いになかったということで、天井が崩落したというだけの話ですが。

私が問題にしたいのは耐震診断をした、で、ここは補強しなさいとした、補強をして工事をした。そのところが落下したというのは、ちょっともう少しね説明が足りないんじゃないかなと。私の認識が間違っていれば訂正していただきたい。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 私の手元にあります資料によりますとですね、昭和56年の新耐震基準施行についてはですね、大地震の被害経験を踏まえ、従来の設計法に加え大地震時に建物の倒壊により人命被害が生じないことを目標として、新たに耐震設計法が定められたと、昭和56年の建築基準法施行令の改正によってなされたというふうにご説明をさせていただきます。それで、今ご指摘のようになりますね、このままの文章としますと、崩壊というふうにご説明をさせていただきますので、そこまで至らないところもこの基準に通るのかなというのを、今聞きながら感じたところです。ちょっと詳しい内容については私も十分理解してないんですが、とりあえずと言いましょうか、そういう基準をですね、達してるかどうかということをご説明をすることと、それと部内の方にはですね、どういうふうなことを診断しているのか。それから、今言われたように、落下とか壁の壊れるというのはどうなのか、その辺をもう少し明らかにしておく必要があるだろうと。今のだけを読んでおられますと、建物が倒れるか倒れないか、ちょっと乱暴な言い方ですけど、というようなところなのかなと思ったりもするわけですね。そういうところちょっと、そこまでまだ至っておりませんので、内部の方でもう少しよく関係者に聞いてほしいということで調べさせているところでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 教育長がおっしゃったとおりだろうと思います。私も耐震基準で読みましたけどね、よくわからないような感じがする。ただ、はっきりしてるのはですね、建物じゃなくて人の命を守りますよというのが、この新耐震基準ですね。だから、特に天井から落ちてくるとかというのは、耐震基準にクリアしないわけです。だから、福ビルの窓ガラスが割れるとかね、そうだろうと私は思います、この書いてある部分でいくとですね。だから、この辺はですね、よく何ぼ耐震診断やって金かけてですね、補強工事やって、震度4の地震でね、一番人があるようなところにぼおんと落ちてきたらね、こら大変問題ですので。私は、これも一つの危機管理のあらわれだと思しますので、単なる報告だけで終わらないようにね、私はしていただきたいと思ってます。これは教育長の方から答弁ありましたんで、再度調査するというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

危機管理の、地震の方が中心だったんですが、西鉄の大牟田線の事故が、置き自転車というのがありました。一昨日ですか、太宰府線で脱線があったという話ですが。これは例えばJRの福知山線で事故があったわけですが、こういう鉄道事故があったということで、太宰府市としてそういうJRだとか西鉄だとか、そういったことに関して何らかの点検なりの、そういう申し入れみたいなことはされたんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 前回の例の尼崎の鉄道事故あたりを参考に、今回の西鉄でしたか、鉄道事故に対しましては全くそういうような点検の指示はしておりません。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 私は要請をしたかということ調査しなさい。というのは、これは私も新聞で、テレビで見たんですけど、カーブの高低差があつてですね、太宰府線は高低差が、いうなら基準ですか、国土交通省が定めてる基準、それを満たしてないカーブが6か所もあつたということを新聞で報道してました。だから、そういうような問題もありますし、それから今日の新聞でしたが、長崎発の全日空機が飛行機の高度の情報を8,000ftなんか知りません、高さですね、これを間違えたとかという形で、これはもう正面衝突するというのは限りなくあつたそうです、その新聞の記事によりますと、専門家じゃないけど、よく話聞きましたら。私こういうことを見たときにですね、本当に何が起きるのかなと、これからは個人情報の問題もあるでしょうし、それからコンピューターの問題も出てくるでしょうし。

先ほど先進地を研究してみるというお話がありました。そして、草加市というところが危機管理計画というのをつくっておりまして、ここは160項目の予想をしとるわけですね。これはやり方が職員に全部聞いとるわけですよ。この市でどういうことが起きる可能性があるかと、市で起きる可能性、想定し得る可能性全部挙げさせとるわけですね、職員のアンケートで。だから、いろいろあります、いん石が落ちるとか、飛行機の落下だとか、鉄道事故だとか、テロだとかというのがいろいろあります。これ草加市というのは、全国初ということで言われてま

す、そういう危機管理計画。これ見ながら思ったのは、非常にやっぱ何と言うんでんすかね、それだけのことを考える。私も今回危機管理ということで、たまたま今朝の新聞の記事を見たときに、もしも太宰府の上で何かがあったらと思ったわけですね。だから、やっぱり危機管理というのは、非常に何が起きるかわからないというのが危機管理なんですよ。そういったことを、やっぱり職員がいろんな形で、アンケートの中で想定をしながら、そのことによって太宰府の市民をどう守るかといったことに私はつながってくるんじゃないかなと思うわけでございます。ぜひこの危機管理計画についてですね、ただ単に計画をつくるというだけじゃなくて、その過程においてですね、私は太宰府市にとって貴重な財産が生まれるんじゃないかなと思うわけでございますが、最後その辺のところをですね、ご答弁いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 清水議員さん言われますように、行政の責務として市民の生命、身体あるいは財産を守るという、いわゆる基本的な考えに立ち返りまして、今後のこういう総体的な危機管理体制について研究をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は6月17日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午後3時21分

~~~~~